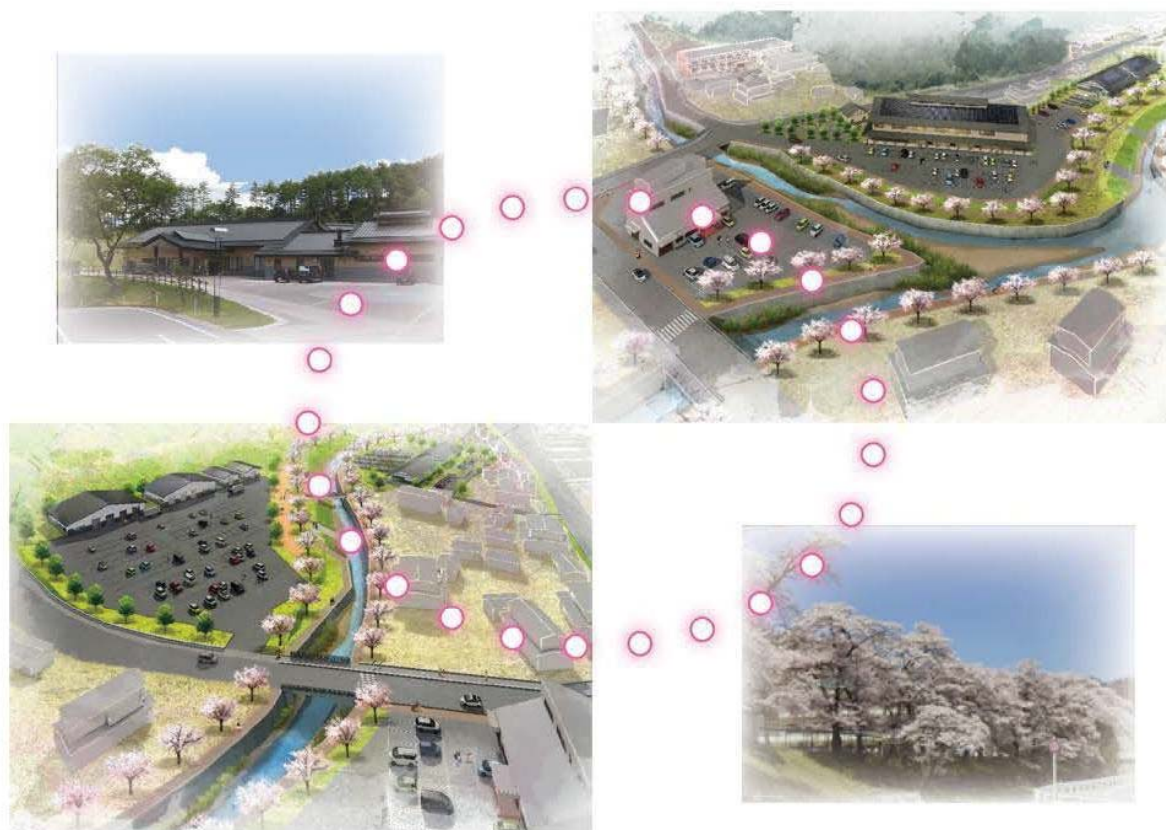


葛尾村中心拠点等整備計画

安全・安心な暮らし・住まいの
再生を目指して



平成27年3月
葛尾村

□ 目 次 □

1. 中心拠点等整備計画の位置づけ	1
2. 中心拠点等の具体的な整備方向	3
(1) 村全体の復興・活性化に資する中心拠点等整備の基本的な考え方	3
(2) 中心拠点に求められる機能の方向性	6
(3) 中心拠点等整備の全体ゾーニング（整備イメージ）	9
(4) 中心拠点等整備と連携した「再生可能エネルギー」の展開方向	11
(5) 中心拠点等整備に係るソフト施策アクション	19
3. 中心拠点等整備計画	20
(1) 復興交流拠点整備ゾーン全体の整備計画	20
(2) 復興交流拠点整備ゾーン内の個別施設の整備計画	21
(3) 花見山整備ゾーンの整備計画	31
(4) 住宅・レクリエーション機能等導入検討ゾーンの整備計画	33
(5) 造成計画	39
4. 実現化方策	41
(1) 事業手法	41
(2) 工程計画	43
(3) 中心拠点等整備に伴う関係機関協議に向けての課題	47
【付属資料】計画策定の経緯	59
(1) 計画策定の経緯	59
(2) 中心拠点等整備計画検討委員会の構成	60

1. 中心拠点等整備計画の位置づけ

葛尾村の着実な復興に向けては、村民の意向・要望を踏まえたきめ細かな復旧や生活再建の支援とともに、村の復興を牽引する重点施策を早期に実践し、帰村への機運を醸成していくことが重要であることから、特に短期的に重要な位置づけがなされる、村の中心的な機能を担う中心部の拠点整備の具体的な方向について、「かつらお再生戦略プラン」に基づき、整備計画の検討・策定を行ったものである。

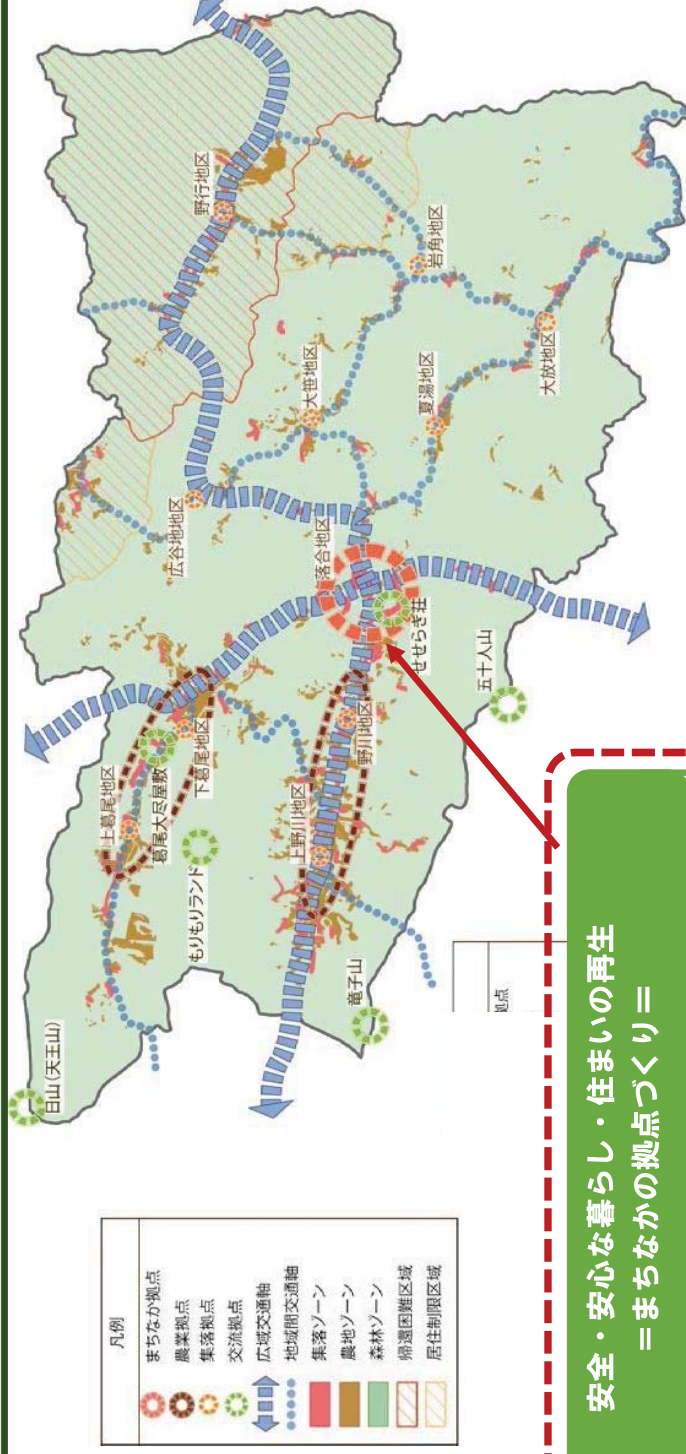
検討に際しては、拠点整備に関連する関係者で構成される「葛尾村中心拠点等整備計画検討委員会」において、議論を重ね、素案を作成するとともに、村民へのパブリックコメントの結果を踏まえ、整備計画をとりまとめたものである。

今後は、本整備計画に基づき、関係者調整、設計・事業化精査等を進め、土地取得・造成・建設等と関連ソフト事業の推進を図っていくものとする。

これにより、村民の元気や安心を支える様々な都市機能が集積する中心部の機能の活性化を図り、中心部と周辺地域が連携し、一体となった再生・復興の実現を目指していくものである。

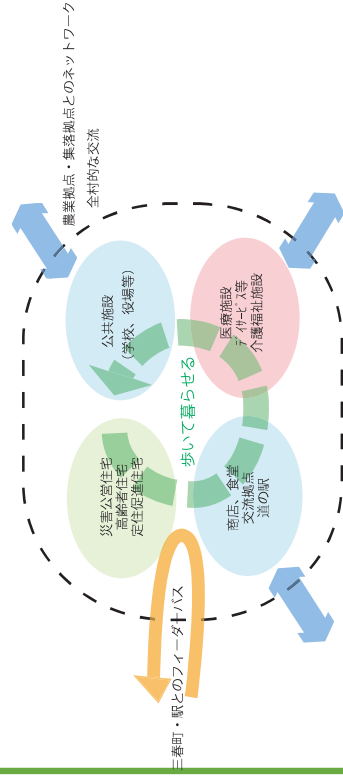
エコ・コンパクトビレッジ

～自然と共生し、1人ひとりの笑顔がみえる、持続可能なふさと「かつらお」～



安全・安心な暮らし・住まいの再生 ＝まちなかの拠点づくり＝

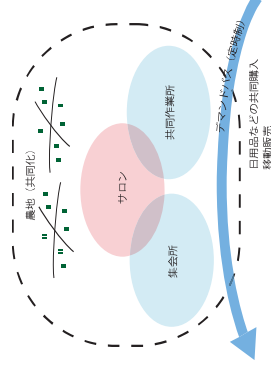
まちなか拠点を中心に、高齢者世帯、子育て世帯などの不安を抱える皆さんも、葛尾村に住み続けられる、住み続けたいと思える住環境、新たな魅力を構築します。また一時的な帰省などにも不便のない環境を目指します。



まちなか拠点イメージ

農業の再生、循環型の暮らし ＝農業の拠点と、集落の拠点づくり＝

農業拠点をモデルとして、村の基幹産業である農業の再生（農地の活用、営農体制強化）、地産地消の自立型エネルギーのまちづくりを構築します。



農業拠点イメージ

絆づくり交流イベント サポーター制度

葛尾村民（帰還する人、できない人）の絆、村民の誇りの維持、帰還意向の醸成を図るため、各種イベントや復興のシンボルづくり、健康・元気づくり、ふれあい、魅力・活力の創造に取り組みます。

2. 中心拠点等の具体的な整備方向

(1) 村全体の復興・活性化に資する中心拠点等整備の基本的な考え方

1) 整備の基本的な考え方

「各地区の元気再生」と「先導する中心拠点の強化」が「エコ・コンパクトビレッジ」の目指す方向性

- ・各地区の元気の再生が大切であり、そのために中心部の役割・機能をどのように強化すべきかが重要である。
- ・特に、既存機能の復旧のみでは解決できない将来課題に対応可能な機能の強化が重要である。

2) 着実な帰還・復興に向けて留意すべき事項や課題

①既存資源の活用促進

- ・公共施設群、商店・事業所等の既存資源を最大限に活かす方向が、着実な帰還の近道である。

②中心拠点を支える利用者の拡大

- ・中心拠点の機能の持続を図るためには、それを支える利用者の範囲やリピーター拡大など利用回数を増やす工夫が不可欠である。

③村全体の成長・発展、若者の帰還につながる仕掛けづくり

- ・復旧・再建は安心につながるが、村の更なる活性化や、村外への魅力や夢の発信、若者の帰還につなげていくためには、村全体の成長・発展に資する新たなチャレンジをする拠点や仕掛け・種植えが重要である。

④周辺地域の活性化の取組みとの連携強化

- ・農業・畜産・観光交流振興や、再生可能エネルギーの取組み、高齢者の支援など、中心拠点の機能を最大限に活かし連携しながら、周辺地域の活性化につなげていく方向が重要である。

3) 中心拠点等整備において重視する考え方

①まちなかの賑わい強化

- ・国道と県道が交差する交通利便性の高い地区周辺一帯の「住宅・商業等が集積するまちなか」の賑わい強化が重要（空き家・空き地増加等による定住環境の悪化を抑制する仕掛けが必要）である。
- ・村民が広く利用可能な波及効果の高い拠点形成を図ることが重要である。
- ・「どこでもある型」でなく、「葛尾らしさ」が光る魅力をどこかに強化することで、より広域的な集客も可能とし、結果的に広く葛尾の魅力や夢を発信することで、若者層も含む帰還促進や、民間事業者等の参入につながっていくと考えられる。

②既存公共施設集積ゾーンの利活用促進

- ・「役場周辺」と「活性化センター～中学校一帯」の公共施設の集積地を活かし、集客力を高める方

向が重要である。

③産業振興・雇用創出の支援

- ・地元企業再建、従業員確保、新たな産業活性化事業など、関連事業者意向等を活かしつつ、実現への支援を図っていくことが重要である。

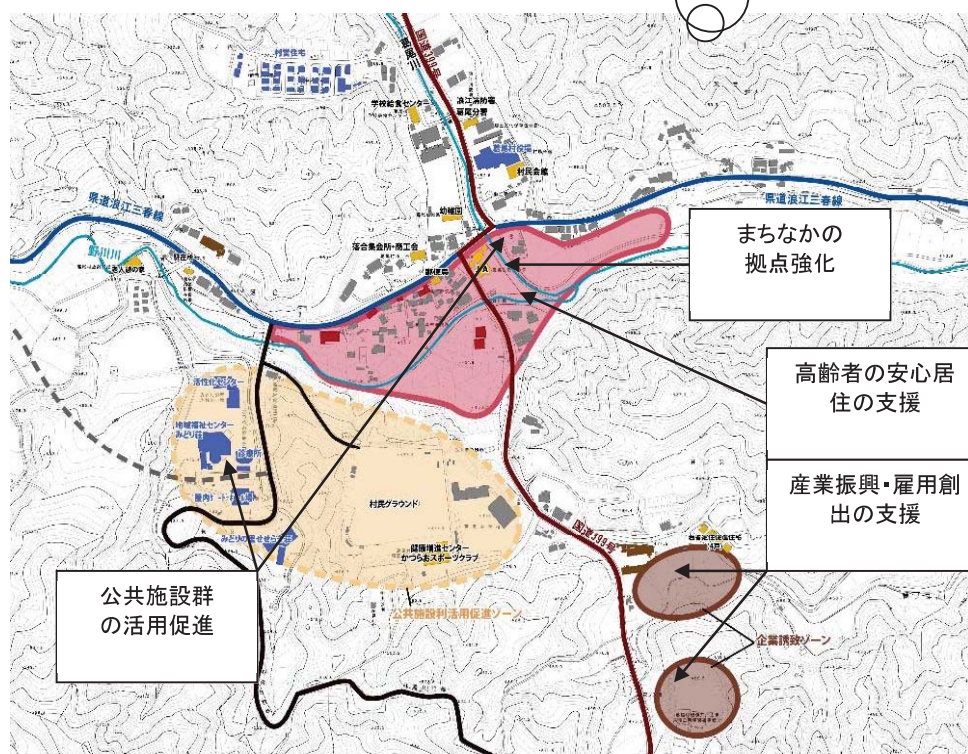
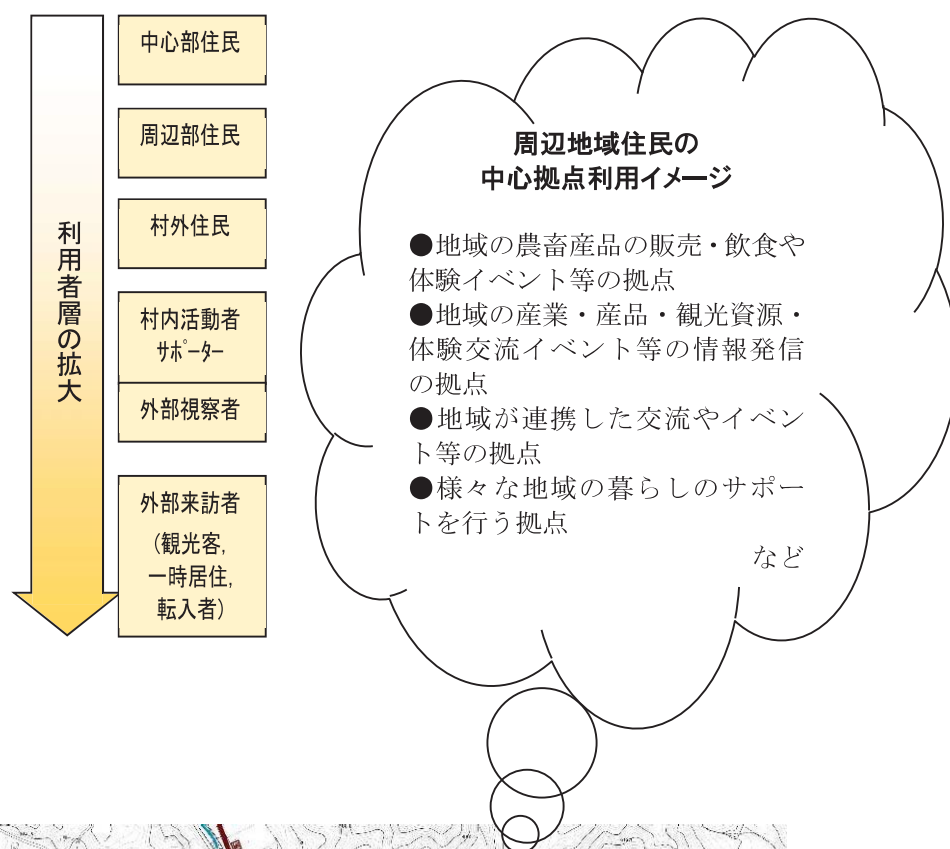
④高齢者の安心居住の支援

- ・各地区における帰還人口やスピードが楽観視できない状況では、早く帰還したいものの当面の生活の不安が残る高齢者に対して、安心して暮らせる居住環境の確保・提供が重要である。

4) 中心拠点等整備に望まれる方向性

重視する考え方	望まれる方向性（●：ハード、○：ソフト施策）
■まちなかの賑わい強化	【コミュニティ、生活利便サービス】 ●村民交流・コミュニティ強化の場づくり ●○生活利便サービスの強化（生活利便サービス、便利情報発信など）
	【農畜産業・観光交流等振興、生活支援】 ●○地域産業支援の場（直販、販促イベント、情報発信） ●生活支援団体等の窓口づくり・情報発信
	【新たな活性化・チャレンジ機能】 ●○人材育成の拠点づくり（生涯学習、多世代交流、外部との交流） ●○情報発信の拠点づくり（ホットな情報にリピーターが集まる工夫） ●○新たな文化発信・ブランド育成等のチャレンジ空間づくり（展示、体験交流イベントなど） ●○賑わい・商業機能の強化（チャレンジショップ、飲食・創作イベントなど） ●安心サポート（放射能学習、健康増進支援など） ●生活支援・共助活動の拠点づくり ●村の顔となるシンボル環境づくり
■既存公共施設 集積ゾーンの利活用促進	●活用促進に向けての一部転用やリニューアルの検討 ●公共施設集積ゾーンの利用促進につながる新たな拠点整備の検討（不足機能追加、連携強化拠点整備など） ○利活用促進プログラムの強化 ○企画・運営等のサポート体制の強化 ●○再生可能エネルギーに係る新たな取り組みの促進 ●○移動支援サービスの強化
■産業振興・雇用創出の支援	●事業所の改築や新たな施設整備等の支援の検討 ●従業員確保のための従業員向け住宅確保支援の検討 ●新たな産業活性化施設の整備に係る支援の検討
■高齢者の安心居住の支援	●高齢者向け住宅（集合住宅）の整備の検討 ●高齢者の安心・生きがい対策に配慮した環境整備の検討（コミュニティ環境、見守り等の生活支援、共同菜園など） ●○若者・子どもたちとの交流環境づくり

村全体の復興・活性化に資する中心拠点の役割について以下のとおり整理する。



(2) 中心拠点に求められる機能の方向性

既存施設の復旧とは別に、新たな整備が必要な施設（機能）について示す。

1) 復興交流館（村民の交流や生活支援の拠点）

復興への課題	求められる役割	望まれる基本機能 (村民の帰還や定住促進のために最小限必要な機能)	個性やブランドを目指すアイデアの方向案 (付加価値化を目指す方向)	戦略的な機能拡大の方向案 (復興・活性化のために強化すべき村民以外の利用促進)
村民の一体的な醸成 村民の一体感の醸成	村民が日常的に集まりたいと思う心の拠り所(井戸端・コミュニティスペース)	■まちなか交流サロン(和室、ロビーなど) ⇒心が和む、行きやすい落ち着いた雰囲気づくりが必要 ⇒高齢者に留意した和室等の利用しやすい空間が有効 ⇒多世代交流がしやすい工夫(カフェの併設など)も必要		■多目的イベントスペース(屋外イベント広場も) ⇒様々な企画・展示イベントを仕掛ける集客の場 (趣味等の展示・発表・創作・体験イベント、祭りなど) ⇒集客を支える企画・運営体制の強化が必要 (屋内空間の場合は、常設展示や特設的な企画が必要) (屋外空間の場合は、公園・オーブンスペースと併用が可能)
	村民の日常的な暮らしを支援する情報発信と生涯学習の環境づくり	■常設情報展示コーナー ⇒役立つ便利情報をわかりやすく発信する工夫が必要 (行政・生活支援・イベント・支援団体情報など) ⇒ホットな情報を発信する情報の変化も必要 ⇒情報ニーズを把握し企画する運営体制が重要 ■葛尾村紹介コーナー ⇒外郎に向けて葛尾村の魅力を上手く紹介する工夫が必要 (観光・イベント・歴史・産業・物産・サポーター募集情報など) ⇒被災体験と過去の葛尾村への思いを綴ったアーカイブの紹介 ⇒葛尾コンシェルジュ(案内・紹介ガイド)等の育成が有効 ■PC学習コーナー ⇒PCやタブレット端末で様々なことが学べる場が有効 ⇒機器の利用方法をわかりやすく伝えるプログラムも必要 ⇒子どもから高齢者まで利用しやすいプログラムも必要 (クイズ形式、対話形式など遊び要素の導入が有効)	■葛尾村郷土文化伝承スペース ⇒郷土の歴史・文化を学べる展示・学習スペース (老朽化している郷土文化保存伝承館機能の移設含む) ⇒楽しく学べる工夫が必要(クイズ、映像、体験など) ⇒語り部や、人形劇スペース等も有効 ■エコ・コンパクトビレッジ学習コーナー ⇒自然との共生・資源循環など葛尾文化の紹介 ⇒再生可能エネルギーの学習 ⇒屋外の再生可能エネルギー施設との連携が有効	■AVコーナー ⇒大画面TVによる映像発信は理解しやすく有効 ⇒ある程度の座席や占有スペースがある必要がある ⇒見たくなる映像プログラムへの企画開発が重要
放射能に関する適切な学習の推進	様々なことを知り学べる生涯学習の場	■図書コーナー ⇒上記に係る様々な蔵書やビデオライブラリー等の閲覧 ■放射線量学習スペース ⇒農作物等の放射線を検査するスペース ⇒農作物等の放射線をわかりやすく情報発信するスペース ⇒放射線量情報をわかりやすく学べる情報スペース		
	村民の健康増進を支援する場	■健康支援コーナー ⇒健康測定機器を利用できる共用スペース ⇒健康増進に役立つ情報を発信する展示パネル ⇒各種スペースで対応可能 ⇒高齢者主体の活動・イベントの企画を充実化する工夫が大切	■健康サロン ⇒健康増進機器を利用しながら相談可能なスペース ⇒健康体操やダンス等が可能な健康増進スペース ■共同菜園 ⇒まちなかの高齢者が土いじりや収穫を楽しめる共同菜園	■ペットとともに楽しめるまちづくり ⇒ペット同伴で利用できる中心拠点施設の拡充 ⇒ペット散策コースやドッグランの整備 ⇒アニマルセラピー団体と連携したイベント実施 ⇒アニマルセラピストの養成も有効
高齢者の安心づくり	生きがいの活動の場(憩いの場)			
	支援組織の活動拠点	■かつらお復興活動センター事務所 ⇒農地事業復興報告事務所も含む ■ボランティア団体等交流スペース ⇒フレキシブルな会議スペース(可動間仕切り)		
村民の生活を支えあう体制づくり	互助体制を活性化する場			

2) 直売所（農林畜産業等活性化の拠点）と中心部賑わい回遊ゾーン

復興への課題	求められる役割	望まれる基本機能 (村民の帰還や定住促進のために最小限必要な機能)	個性やブランドを目指すアイデアの方向案 (付加価値化を目指す方向)	戦略的な機能拡大の方向案 (復興・活性化のために強化すべき村民以外の利用促進)
商業・産業の活性化		■直販・直売所 ⇒客集地点と連携した商品持ち寄り、販売促進の場 (周辺集落からの産物集荷も有効) ⇒道の駅的な販売促進の工夫が必要(商品アピールの工夫) ⇒当面は村内の品物循環(シェア)を重視した取組みが有効	■チャレンジジョブ ⇒チャレンジジョブ空間の導入が有効 (様々な企画・アイデア商品等の展開やニーズ把握につながる) ⇒コンテスト等のイベント導入による外部アイデアの収集が有効	■共同作業所・加工所 ⇒短期的導入には維持費を踏まえた慎重な検討が必要
	既存事業者の活性化につながる装置づくり	■既存事業者との事業連携(商店、工芸会、JA、郵便局など) ⇒各種事業への事業参画拡大による既存事業者の再建支援 ⇒協運が運れる事業者と連携した宅配・出張販売サービスの実施 ⇒宅配・注文販売等のサービスの拡大(リピーター…販路強化) ⇒牧場出張所機能、コンビニ的サービスの導入検討	■農家・創作レストラン ⇒葛屋の風土にマッチした創作レストランの導入が有効 (大豆を活かしたフルコースなど) ⇒コンテスト等のイベント導入による外部アイデアの収集が有効 ⇒屋台村等の夜の交流空間も有効	
		■JA倉庫の改修 ⇒倉庫の改修 ⇒線量検査スペース、集荷・選別設備の強化 ■樹液園栽培センター(仮称)		
		■復興交流館周辺の花いっぱい公園環境整備 ⇒花の咲く公園づくり ⇒公園の中の復興交流館づくり	■アーティストの創作フィールドの提供 ⇒パブリックスペース・公共施設へのアートデザインの積極的活用 (固有条件に基づくアーティストのチャレンジ空間)	■まちなかアート・ミュージアムづくり ⇒田んぼアート ⇒自然を活かしたアート ⇒まちなかのトロッコアートの導入
中心拠点全体の集客強化	シンボル環境づくり	■主要な集客施設を結ぶ花回廊整備 ⇒主要回遊道路の舗装美化 ⇒沿道やオープンスペースにおける花植栽化 ⇒新たな道路の愛称づくり ■花見山の整備 ⇒公共サービスゾーンを一体化する花見山公園の整備 ⇒花の展望広場 ⇒ハーブや果樹等も活かした香りや収穫を楽しむ緑道郷づくり ⇒イベントや祭りが可能な広場空間 ⇒公共サービスゾーンが連携したイベント展開も有効	■主要な集客施設を結ぶ花回廊沿道のまちなみ景観美化・誘導 ⇒まちなみ景観の規制・誘導(ガイドラインに基づく景観誘導) ⇒先導的な魅力ある景観整備(新たな公共施設等に導入)	
	健康と癒しのまちづくり	■花の健康散策路(歩きたくくなる健康まちづくり) ⇒散歩や回遊したくなる花いっぱい健康散策コース (歩きたくなくなるまちなかづくり) ⇒万歩計等を活用した歩きの推奨プログラムづくりも有効	■みんなでつくる里山づくり ⇒みんなで育む畑林・植栽 ⇒村復興のシンボル拠点 ⇒毎年植樹等を扱うイベントの開催も有効	
			■花の健康散策路(健康遊具の設置) ⇒スポットへの健康遊具の設置	

※直売所については、将来的な道の駅としての登録や周辺未利用地の活用も含めた機能強化も検討していく

3) その他（高齢者住宅支援、企業従業員の帰還・確保支援など）

復興への課題	求められる役割	(村民の帰還や定住促進のために最小限必要な機能)	個性やブランドを目指すアイデアの方向案 (付加価値化を目指す方向)	戦略的な機能拡大の方向案 (復興・活性化のために強化すべき村民以外の利用促進)
帰還を支える住まいの確保	高齢者が安心して集住可能なベースキャンプ	■高齢者向け集合住宅 ⇒高齢者向け集合住宅の整備(共同住宅等) ⇒共同コミュニティスペースや見守りサービスの確保 ⇒周辺で共同菜園等の利用が一体的に可能な方向が有効		
	帰還ニーズ、新たな転入ニーズに対応した住宅の確保支援	■帰還支援住宅 ⇒帰還を支援する公的住宅の提供 ■既存企業の継続支援 ⇒事業所改築の支援 ⇒立地企業用住宅整備 ■新たな企業誘致の支援 ⇒企業誘致場所の整備支援 (仮称)胡蝶蘭栽培センター		■転入者受入れ住宅 ⇒転入者受入れ住宅の整備(若者等)
産業の復興と雇用の確保	既存企業の継続支援と、新たな企業誘致の支援			

村営住宅ゾーン

- 公営住宅
- 帰還支援住宅

半径概ね500mの範囲

防災センター整備ゾーン

- 消防署葛尾分署の改築と併せた防災倉庫の整備(伝習館敷地も活用)

半径概ね300mの範囲

中心部賑わい・回遊環境の整備(商店・住宅再建との連携)

- 既存商店の再建、既存商店沿いの道路舗装美化、まちなかの景観美化
- 花の健康散策路(回避ルート)整備 ~水辺、商店街、共同菜園

復興交流拠点整備ゾーン(まちなかの元気再生)

- 商店・住宅再建支援
- 生活道路整備、空き家利用促進、面的宅地利用の増進
- まちなかのアメニティ環境整備
- 道路・辻・水辺等の景観美化や花・緑化、農地の共同菜園化
- 高齢者向け住宅(ミニシティスベーズ・見守り支援 共同菜園含む)

復興交流館・直売所等拠点を整備ゾーン

- 復興交流館(情報発信・学習・交流拠点、生活支援拠点等)(伝習館を統合化)
- 直売所(直販・販売所、チャレンジショップ、食器等)
- JA関連施設(JA、改築倉庫(線量検査・集荷・選別施設を含む))
- 花いっぱい公園(シンボル拠点)、イベント広場

丘陵地開発

- 追加機能導入候補ゾーン

学校統合集合整備検討ゾーン

- 中学校・村民グラウンド等の施設を有効活用した、小・中学校的統合集合整備と、体育館・プールの一体的な整備の検討
- プールの屋内化・温プール化については今後の統合集合整備検討の中で検討

花見山整備ゾーン(公共施設ゾーン・中心部の連携強化)

- 花見山の眺望を整備し、四季彩・香りと収穫を楽しむ場
- 花の展望広場、休憩・イベント等の空間
- 公共施設ゾーン間の土地利用の一体化、散策道路整備
- 駐車場の整備、ヘリポート整備

児童交流拠点整備ゾーン

- 屋内ゲートボール場を児童交流拠点施設として転用
- 屋根付きの土遊びが可能な子どもの遊び場
- 高齢者などの多世代交流の拠点づくり

住宅・レクリエーション機能等導入検討ゾーン

- 客土の採取と運搬による新たな復旧・活性化機能の導入検討
- 大規模開発を活かした、公園・レクリエーション空間と住宅が一体となった、若者や移入者にとっても魅力あふれる活気ある新しい新生活拠点の形成

企業誘致ゾーン

- 事業所改修支援
- 立地企業用住宅の整備、など

定住促進住宅ゾーン

- 帰還支援住宅
- 転入者受入れ住宅(若者等)

企業誘致ゾーン

- 施設園芸振興拠点ゾーン(施設園芸栽培研修センター(仮称))

相互連携や中心部全体の利活用促進の仕組み強化

- 連携したイベントや情報発信等の強化
- 移動支援サービスの強化、など

関係する取組み

- 公共施設利活用促進ゾーン
 - 既存公共施設の利活用促進方策(一部転用「リニューアル」等)の検討
 - 公共施設の集積を踏まえた再生可能エネルギーインフラの導入検討、など

(4) 中心拠点等整備と連携した「再生可能エネルギー」の展開方向

1) 踏まえるべき村づくりの方向性や環境変化

①村づくりの方向性 (かつらお再生戦略プランを踏まえた留意点)

ア) 自然との共生

- ・豊かな自然の恵みを大切にしてきた葛尾の文化を継承していくことが重要である。

イ) 持続可能なふるさと

- ・外部変化に強く暮らしやすい自給自足型の生活基盤を育成していくことが重要である。

ウ) 活力づくり

- ・村の更なる発展につなげていく新たな展開（雇用創出、財政強化、村の魅力やブランド等）が求められている。

②村の特性や環境変化

ア) 資源利用の可能性

- ・太陽光、地中熱、小水力、風力、バイオマス等の可能性（事業化可能性検証は必要）が広がっている。

イ) 短期的な展開の可能性

- ・中心部に集中する公共施設（既存、新規）等を活かした短期的展開を図ることができる。

ウ) 短期的な展開の制約条件

- ・電力買取条件や送電線等の制約により、短期的には大規模売電は厳しい状況である。

エ) 集落分散型構造を踏まえた配慮

- ・中心部だけでなく、周辺集落での暮らし・生業の持続に留意した展開も必要である。

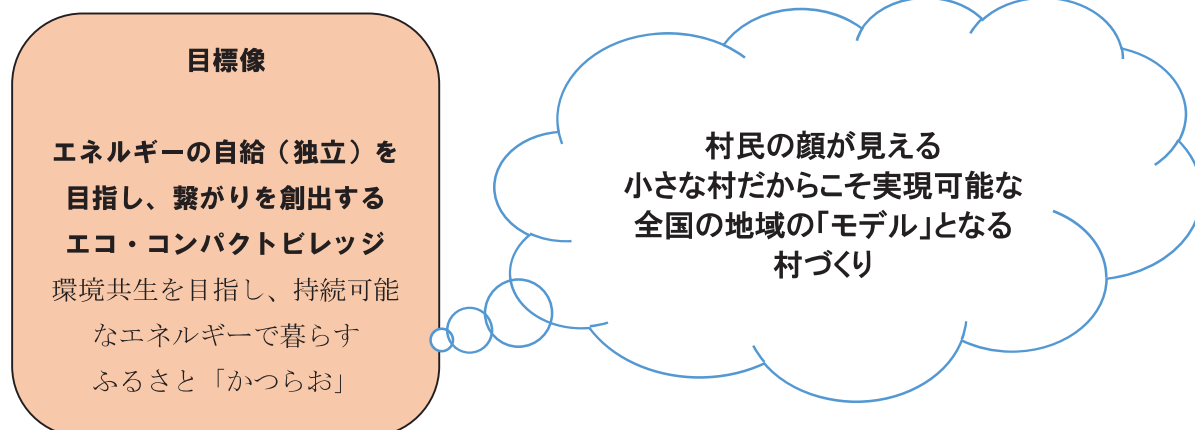
オ) 帰還困難区域への配慮

- ・帰還の長期化が想定される帰還困難区域における活性化支援の視点も重要である。

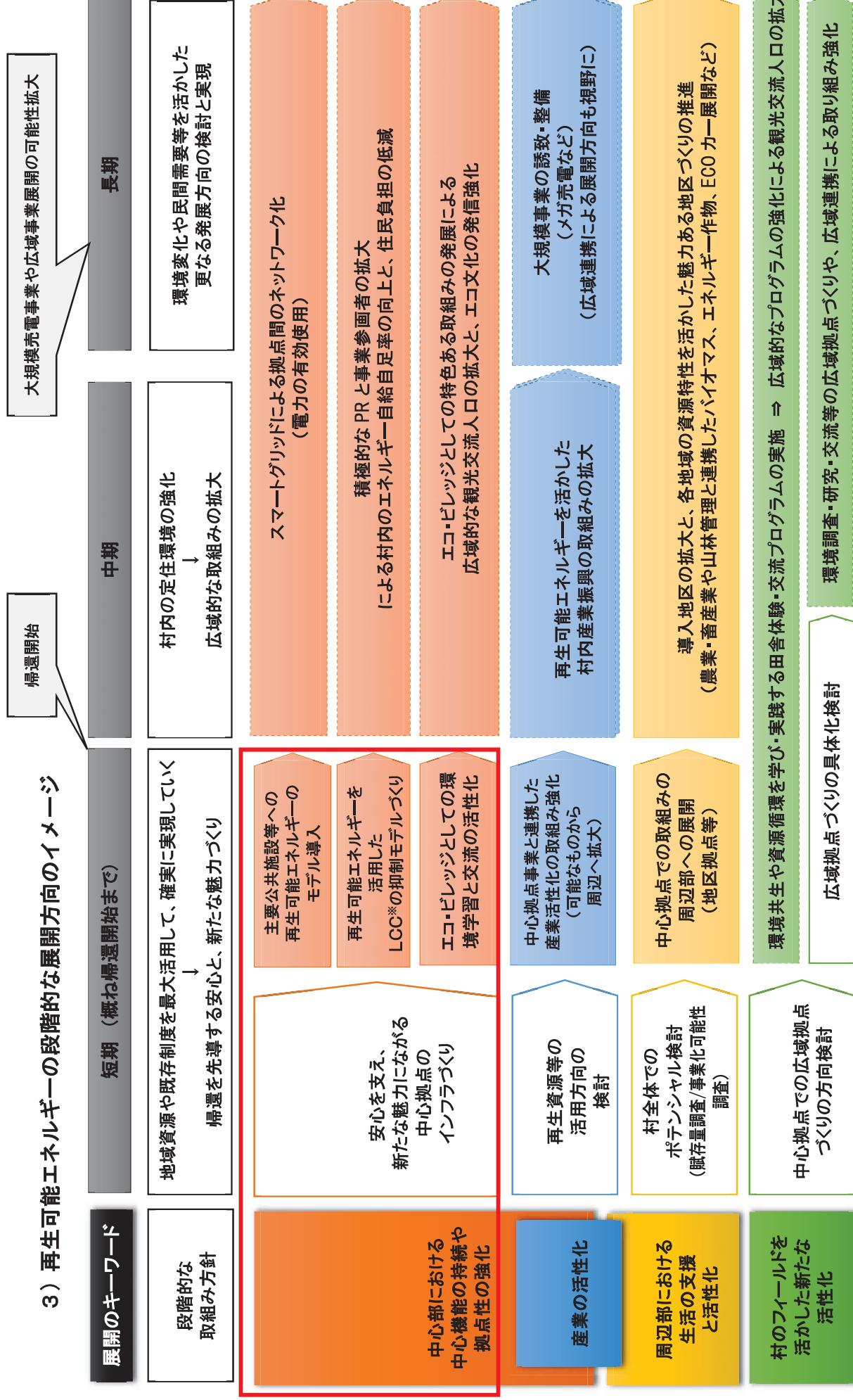
2) 再生可能エネルギーの各面的な取組みに係る将来像（コンセプト）

自然と共生し、一人ひとりの笑顔がみえる、持続可能なふるさと「かつらお」
～ 地域の恵みに感謝し、環境変化に強い『自給自足』の村づくり ～

[再生可能エネルギーの展開を主に見据えた目標像]



3) 再生可能エネルギーの段階的な展開方向のイメージ



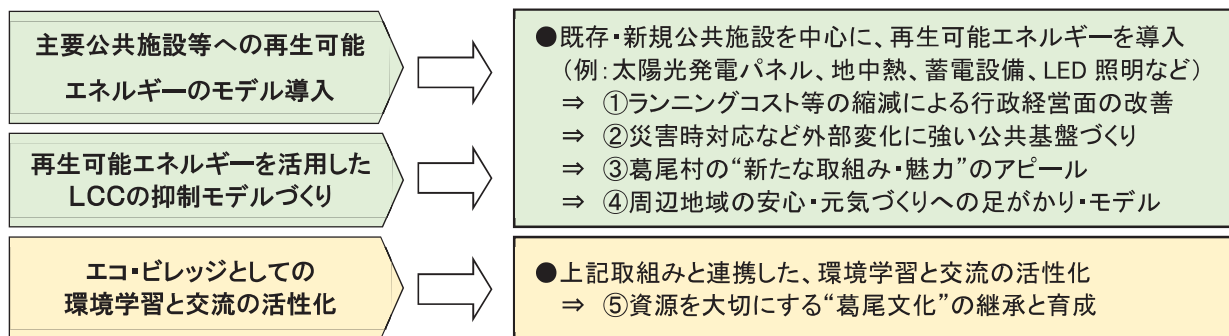
帰還開始

大規模売電事業や広域事業展開の可能性拡大

※LCC: ライフ・サイクル・コストの略で、設計・建設から維持管理まで含めた事業費全体のこと

4) 中心拠点等整備と連携した「再生可能エネルギー」の短期的な展開方向

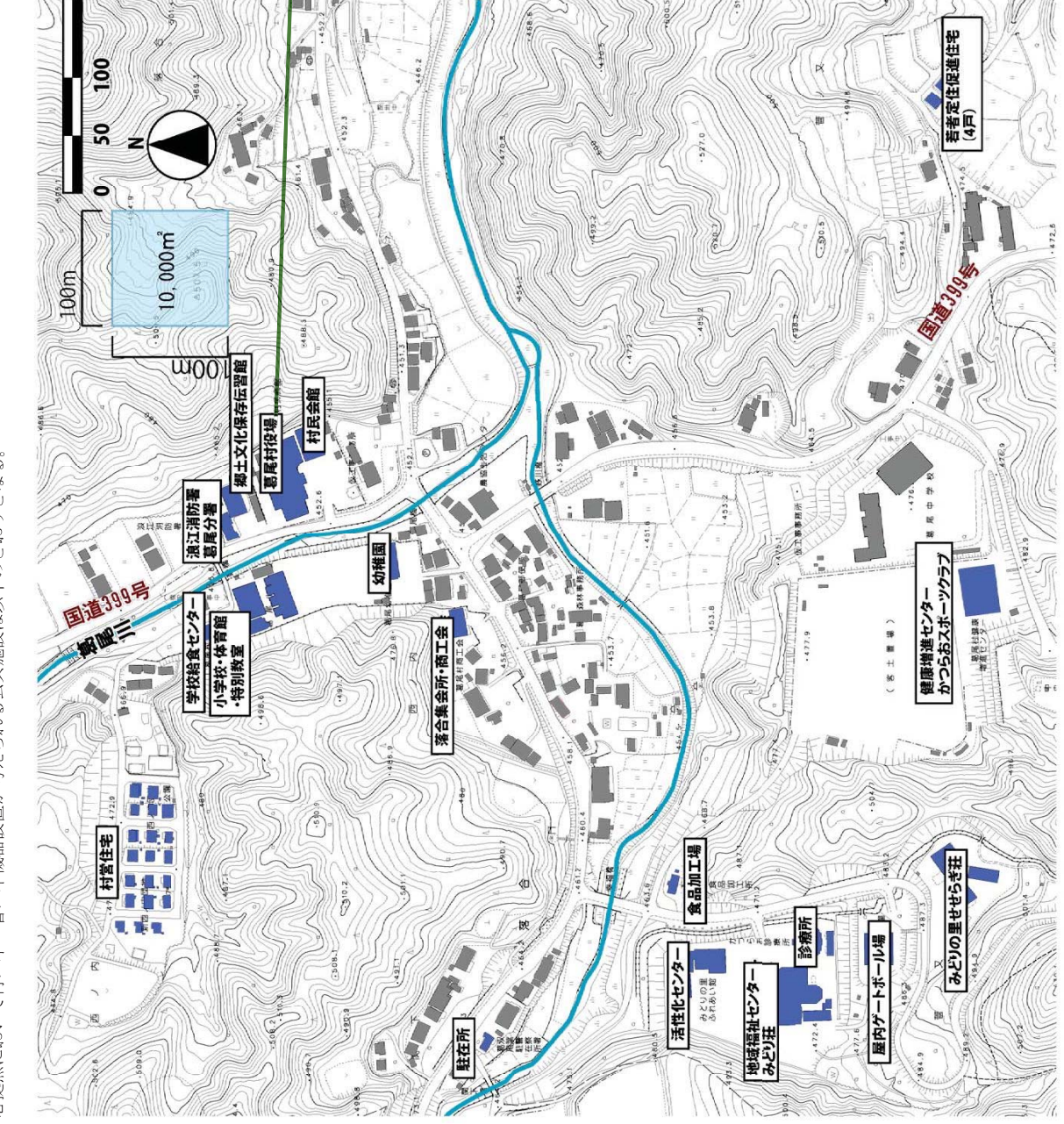
再生可能エネルギーの段階的な展開方向のイメージを踏まえ、中心拠点と連携した短期の取組みを以下のとおり整理する。



5) 中心拠点等整備と合わせた再エネ・省エネ機器の設置方向

①再エネ・省エネ機器の設置箇所候補（案）

中心拠点において再エネ・省エネ機器設置が考えられる公共施設は以下のとおりとなる。



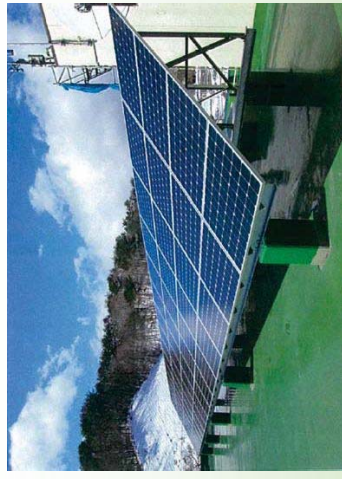
新設する施設

復興交流館
高齢者住宅

地区範囲外施設

森林公園
大足屋敷跡公園

太陽光パネル&蓄電池 導入済み



：再エネ・省エネ機器設置が考えられる施設

②各施設の工程表と設置が考えられる再エネ・省エネ機器 (案)

各施設の工程表と施設ごとに設置が考えられる再エネ・省エネ機器は以下のとおりである。



No.	施設名等	種別	H26	H27	H28	H29	H30	設置が考えられる再エネ・省エネ機器				
								太陽光発電	蓄電池	LED照明	地中熱等利用システム	HEMS/BEMS※
既存の施設等												
1	役場庁舎、村民会館	修繕工事						●	●	●		○
2	葛尾診療所、歯科診療所	修繕工事							○			○
3	地域福祉センター	修繕工事							○			○
4	屋内ゲートボール場	修繕工事								○		
5	宿泊交流館	修繕工事							○			○
6	活性化センター	修繕工事(駐車場等)							○			○
7	食品加工所	修繕工事						○				○
8	健康増進センター	修繕工事							○			○
9	村民グラウンド	再開時期に合わせて清掃等		(除染)								
10	村民グラウンド夜間照明	方向性検討										
11	新西ノ内団地	修繕工事							○			○
12	西ノ内(旧教員)、西ノ内(旧診療所隣)、関下、湯の平	解体工事							○			○
13	定住促進住宅	再開時期に合わせて清掃等							○			○
14	森林公園	方向性検討										
15	大尽屋敷跡公園	石垣修繕工事										
16	郷土文化保存伝習館	方向性検討							○			○
17	情報基盤(光ファイバー/地デジ)	修繕工事										
18	簡易水道施設	修繕工事										
19	葛尾郵便局											
20	JA葛屋支店											
21	幼稚園	再開時期に合わせて清掃等							○	○		○
22	小学校	修繕工事							○			○
23	体育館	解体→方向性検討							○			○
24	特別教室	解体→方向性検討							○			○
25	旧給食センター	解体		(査定)								
26	中学校	調査→方向性検討		(査定)								
27	体育館	調査→方向性検討		(査定)					○			○
28	給食センター	修繕工事		(査定)					○	○		○
新設する施設												
29	復興交流館								○	○		○
30	高齢者住宅								○	○		○

○：導入が考えられる施設
●：導入済みの施設

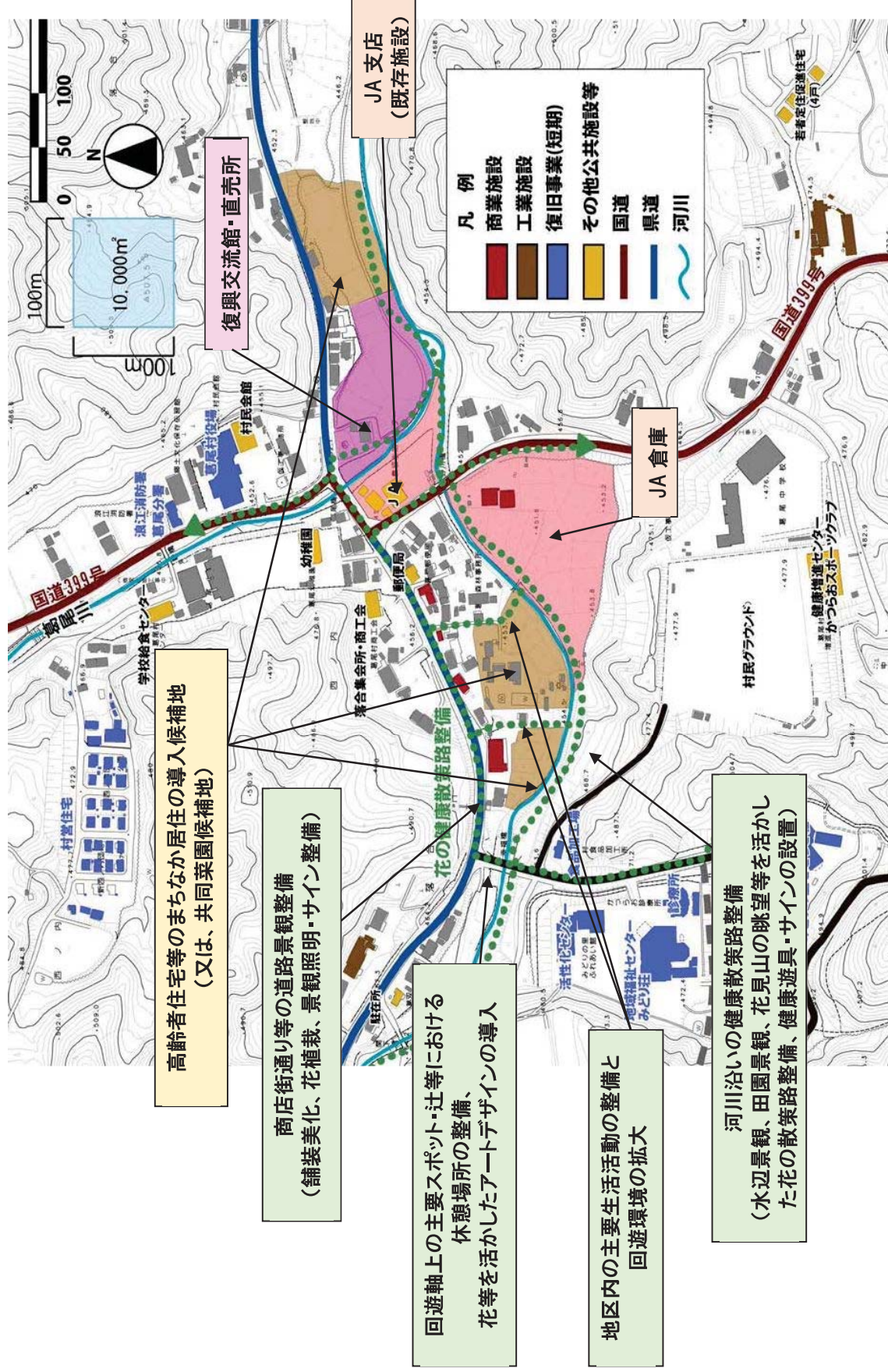
(5) 中心拠点等整備に係るソフト施策アクション

ハード整備とあわせて取り組む、ソフト施策を以下のとおり想定する。

交流イベント の主な狙い	交流イベントの展開方向		交流イベントの開催の主な場			
	基本方向	プログラム(案)	復興交流館 (広場含む)	直売所 (広場含む)	花見山 整備ゾーン	中心部賑わい 回遊ゾーン (商店、河川沿等)
市民の絆の強化	【A】感謝祭(収穫祭)イベント ・村民、サポーター相互の感謝と交流のイベントを開催し、村民・関係者の絆や一体感の強化を図る。 ・併せて、収穫祭を行い、恵みへの感謝と自然と共生する葛尾文化の再認識を行う。	①基調講演 ②復興の各種取り組みの報告(村) ③村民・団体・サポーター等の活動パネル展示と報告 ④優良公益活動への表彰 ⑤収穫物の販売、試食・試飲等のイベント ⑥懐かしい郷土料理の振る舞い ⑦地元関係者による演奏会やカラオケ大会 ⑧葛尾の魅力を伝える語り部の会 ⑨周辺農地・共同菜園での収穫イベント	⑤⑥⑦⑧⑨	⑧⑨	⑧	①②③④⑥⑦⑧
健康増進	【B】お花見(植樹祭)イベント ・季節の花を楽しむイベントを開催し、花いっぱい、の桃源郷を目指す葛尾文化の発信を行う。 ・併せて、植樹など、花や緑を育成・再生する心を継承していく。 ・イベントAとの複合開催が有効。	①植樹イベント ②花や緑を学ぶ体験学習イベント ③花活布の創作アイデア・コンテスト ④村民・団体・サポーター等の活動パネル展示と報告 ⑤お花見広場でのカフェやイベント (会場提供、料理振舞、地元イベント開催など) ⑥健康体験 ⑦グラントゴルフ体験イベント	②③⑤	①	①②③⑤	②③④
地域の活性化 (産業振興) (観光交流振興) (新たな魅力の発信)	【C】健康増進イベント ・健康増進テーマに村民が集うイベントを開催し、健康学習の促進と、健康長寿を目指す葛尾文化の発信を行う。 【D】地域資源を活かしたチャレンジイベント ・地域資源を活かして新たなチャレンジを行うことにより、村内活動の活性化と、新たな取り組みの可能性の検証等を行う。	①健康増進イベント (スタンダラーも有効) ②上記イベント後の健康測定 ③健康学習や、講演会 ④健康器具の実演・体験イベント ⑤健康食品等のPRと販売 ⑥グラントゴルフ体験イベント ⑦地域素材を活かした創作料理・工作コンテスト ⑧地域素材を活かした料理・工作体験イベント ⑨葛尾の郷土料理等の懐かし体験イベント ⑩写真・絵画等の「葛尾の良さ」コンテスト ⑪農産物体験・収穫祭・試食・試飲等 ⑫花を活かしたアート作品コンテスト ⑬創作かきコンテスト ⑭子ども、の押し花、枯葉アート・コンテスト、など	①③④⑤⑦ 健康サロン 多目的イベント広場	⑤⑥	②⑦	①②③④⑤⑦ 既存公共施設利用
若者・子どもたち との交流促進	【E】資源循環をテーマとしたイベント ・資源循環、再生可能エネルギーの取組みなど、エコ・コンバクトビレッジの実現に向けて、様々な学習・交流・イベント等の取組みを行う。	①資源循環・省エネ等を学ぶ講演会 ②再生可能エネルギー等の各種取組みの報告(村) ③村内関連施設の見学ツアー ④花活布等の関係者の活動パネル展示と報告 ⑤花活布の体験学習イベント ⑥リサイクル創作コンテスト ⑦リサイクル創作・工作体験イベント ⑧エコ商品販売促進イベント	①②③⑥⑧	⑦	②⑥⑧	①②③⑤⑥⑧
若者・子どもたち との交流促進	【F】資源循環をテーマとしたイベント ・資源循環、再生可能エネルギーの取組みなど、エコ・コンバクトビレッジの実現に向けて、様々な学習・交流・イベント等の取組みを行う。	①資源循環・省エネ等を学ぶ講演会 ②再生可能エネルギー等の各種取組みの報告(村) ③村内関連施設の見学ツアー ④花活布等の関係者の活動パネル展示と報告 ⑤花活布の体験学習イベント ⑥リサイクル創作コンテスト ⑦リサイクル創作・工作体験イベント ⑧エコ商品販売促進イベント	④⑤⑥⑦⑧	⑧ 商店街	④⑤	①②③④⑤⑥⑦

3. 中心拠点等整備計画

(1) 復興交流拠点整備ゾーン全体の整備計画



(2) 復興交流拠点整備ゾーン内の個別施設の整備計画

①復興交流館（復興交流支援拠点機能） 整備計画

ア) 施設機能

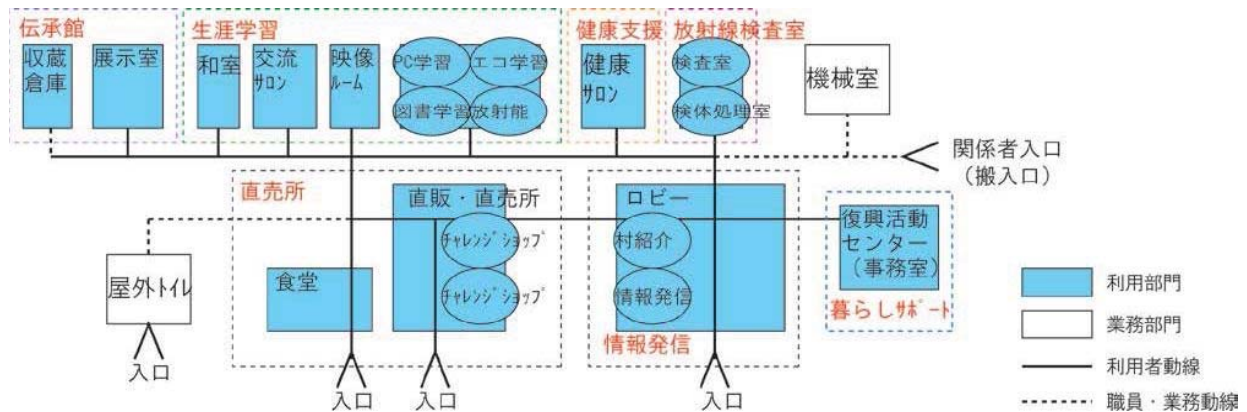
機能	室名	面積	利用イメージ	備考
①情報発信	▪ ロビー (情報発信展示)	約 20 m ²	・村内行事や行政情報、その他各種情報の 掲示	
	▪ 葛尾村紹介	約 120 m ²	・郷土文化保存伝承館などの資料を活用し て、葛尾村の紹介コーナー（企画展示）	
②伝承館	▪ 展示室	約 250 m ²	・葛尾村の歴史民俗資料等の展示室（常設 展示）	
	▪ 収蔵倉庫	約 50 m ²	・文化財、歴史民俗資料の収蔵スペース	
③生涯学習	▪ 映像ルーム	約 100 m ²	・ビデオ上映や映像を使用した学習・研修 等に利用する	
	▪ PC 学習コーナー	約 20 m ²	・パソコンを使用した学習席を配置する	
	▪ 図書・学習コーナー	約 20 m ²	・落ち着いて学習できる場所に書架、学習 テーブルを配置する	
	▪ エコ学習コーナー	約 20 m ²	・葛尾村の自然、再生可能エネルギーなど について学ぶ展示コーナー	
	▪ 放射能学習コーナー	約 50 m ²	・葛尾村の東日本大震災の被害記録、放射 能の基本情報、リスクなどについて学ぶ 展示コーナー	
	▪ 交流サロン	約 100 m ²	・テーブル、イスを設置し、利用者の休 憩・交流、軽食に利用できるコーナーを 配置する	
	▪ 和室	約 40 m ²	・茶道、着付け等、多目的に使用できる十 分な広さを確保した和室を配置する	
④健康支援	▪ 健康サロン (軽運動スタジオ)	約 100 m ²	・マット、ストレッチボールなどを使った 軽運動やニュースポーツなど、多様な健 康づくりのプログラムを実施する	
⑤放射線検査室	▪ Ge 検査室	約 9 m ²	・ゲルマニウム半導体検出器を用いた放射 性物質の検査室	
	▪ シンチ検査室	約 35 m ²	・放射性物質の簡易検査	
	▪ 検体処理室（食品）	約 40 m ²	・依頼を受けた検体（食品）の加工等の処 理を行う	
	▪ 検体処理室（その他）	約 20 m ²	・依頼を受けた検体（食品以外）の加工等 の処理を行う	
	▪ 事務室（受付）	約 16 m ²	・放射線検査の受付	
	▪ 倉庫	約 26 m ²	・機器、備品、検体等の保管	
⑥暮らし サポート	▪ 復興活動センター (事務室)	約 80 m ²	・復興活動（除染、営農）やボランティア 活動の交流、活動拠点となるコーナを配 置する ・受付に隣接して、事務員のデスクや管理 を行うスペースを設ける ・放射能や帰還への不安等についての相 談、支援などを行う	
⑦その他		約 350 m ²	・倉庫、トイレ、機械室、電気室、搬入口 など	
合計		約 1,500 m ²		

②直売所（農林畜産業等活性化支援拠点機能） 整備計画

ア）施設機能

機能	室名	面積	利用イメージ	備考
①直販・直売所	直売所	約 600 m ²	・村内の農家などの農産物を販売する直売所	
	チャレンジ ショップ	約 40 m ² ×4	・新規にお店を出したい、新たな商品で商売をした いなど、新規に独立創業を目指すための店舗スペ ース	
②食堂	食堂	約 100 m ²	・様々なメニューを提供する食堂、喫茶スペース	
③屋外トイレ		約 80 m ²	・夜間も利用可能	
④その他		約 200 m ²	・倉庫、トイレ、搬入口 など	
	合計	約 1100 m ²		

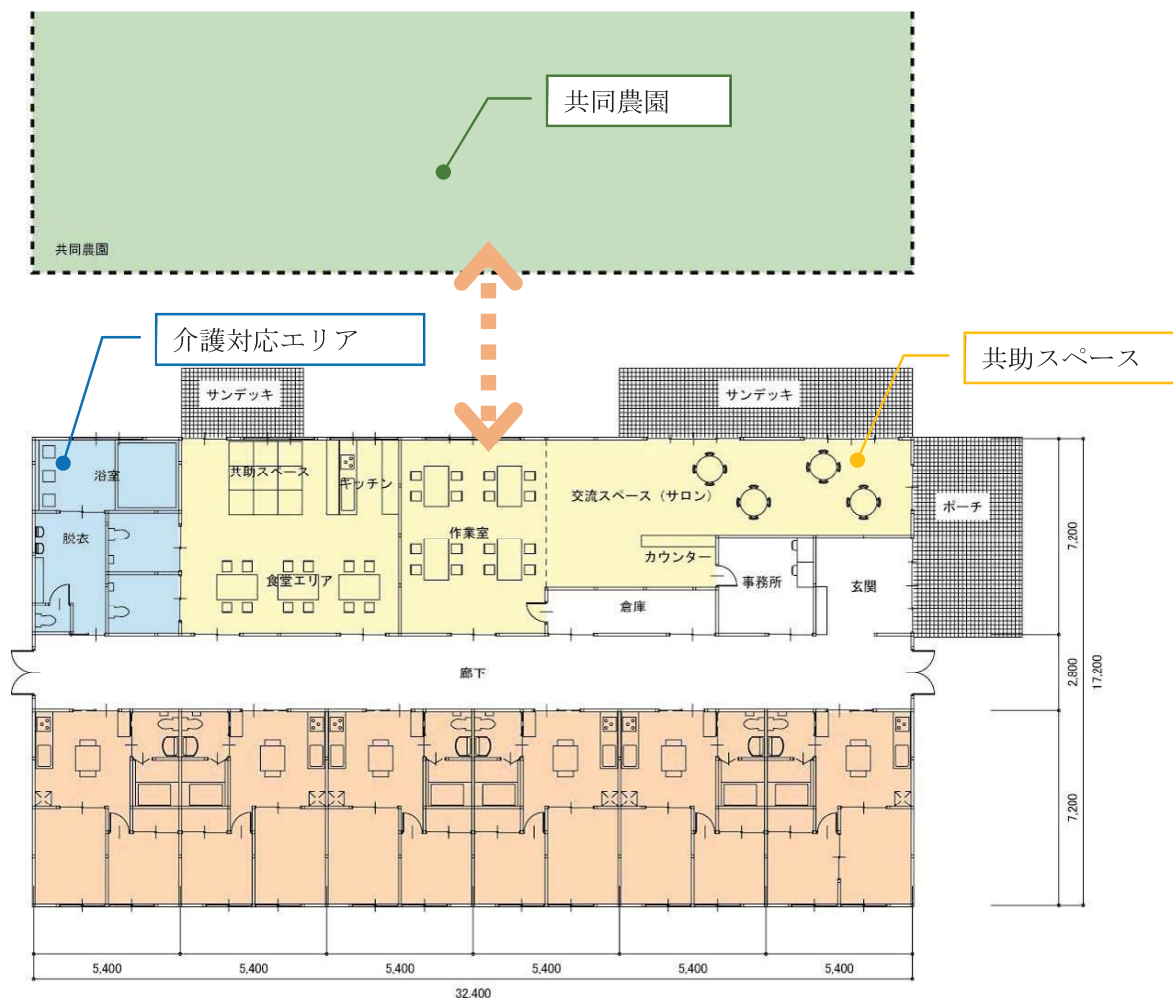
③復興交流館・直売所の機能構成図（ダイアグラム）イメージ



④高齢者住宅 整備計画

ア) 配置イメージ

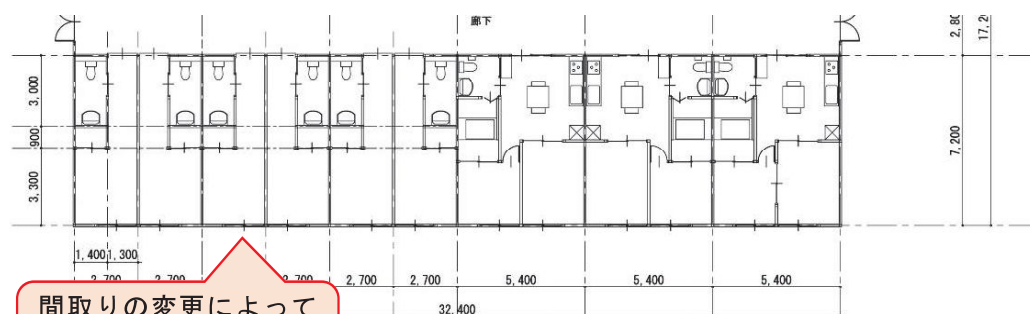
- ・ 帰還を支える住まいの確保
- ・ 高齢者が安心してくらする集住環境



将来の転用イメージ

⇒福祉施設（グループホーム）への転用イメージ

【グループホームの設置基準の例】 ※福祉施設の種類によって異なる
定員 5 人～9 人、床面積が 7.43 m²以上（和室の場合 4.5 畳以上）

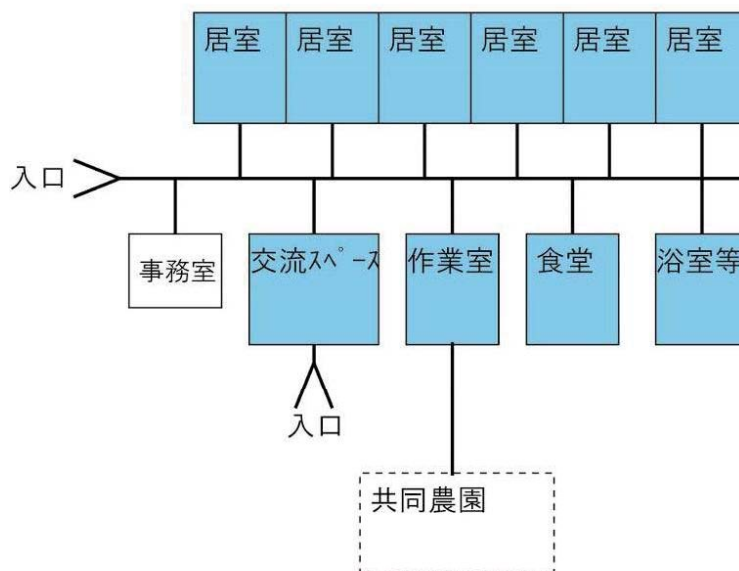


間取りの変更によって
対応可能

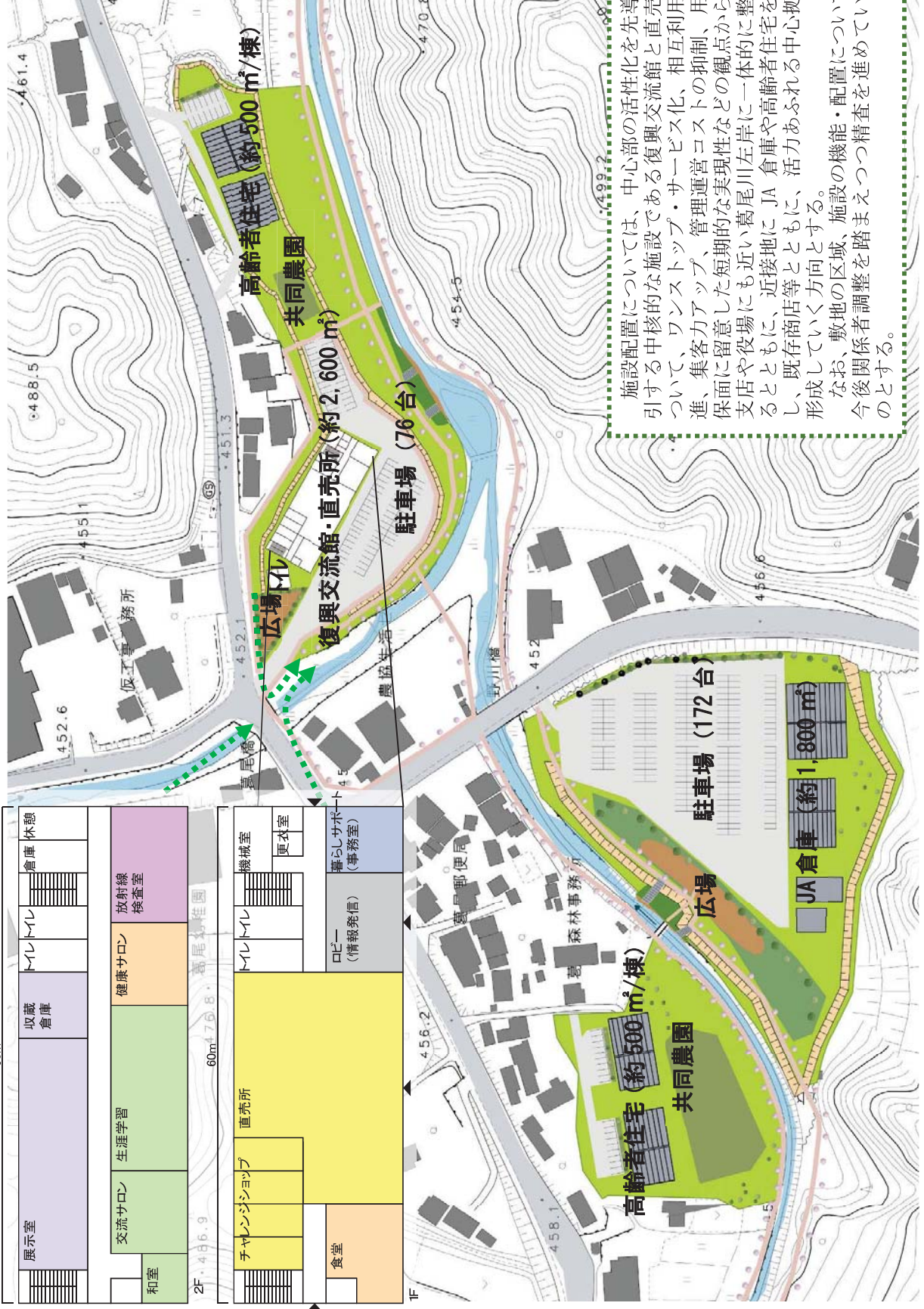
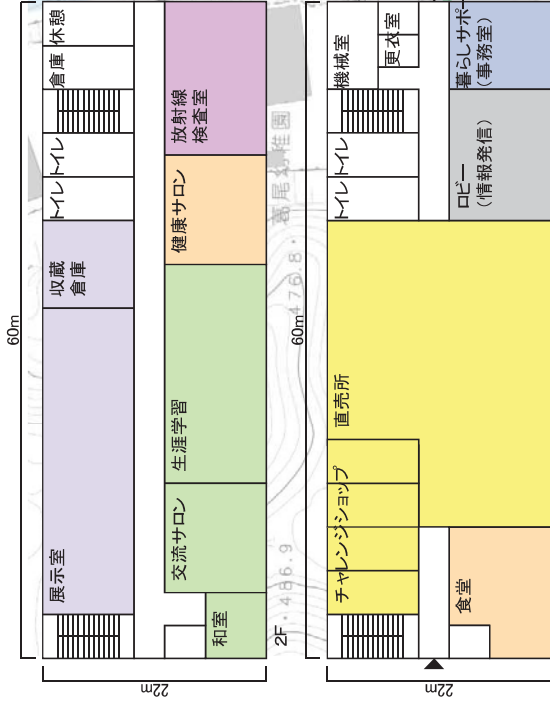
イ) 施設機能

機能	室名	面積	利用イメージ	備考
①居室	・ 2DK	約 40 m ² × 6 戸	・ 高齢者単身世帯が賃貸で暮らすスペース ・ 必要に応じて村内の自宅に通う	
②共助スペース	食堂 (コモンキッチン、 コモンダイニング)	約 60 m ²	・ 入居者が各自の料理、食事を行うスペース (定期的にあつまって食事)	
	・ 作業室	約 40 m ²	・ 農作業や、伝統工芸品づくりなど、共同作業を行うスペース	
	・ 交流スペース	約 100 m ²	・ 入居者や周辺住民との交流スペース	
③介護対応エリア	・ トイレ、浴室	約 40 m ²	・ 共助による介護、若しくは介護サービスに対応したトイレ、浴室	
④事務所		約 13 m ²	・ 管理人や介護福祉士（ヘルパー）の執務スペース	
⑤その他		約 100 m ²	・ 玄関、廊下、倉庫 など	
	合計	約 500 m ²		

ウ) 機能構成図（ダイアグラム）イメージ



⑤復興交流館・直売所等の配置イメージ



施設配置については、中心部の活性化を先導・牽引する中核的な施設である復興交流館と直売所に、ワンストップ・サービス、相互利用の推進、集客力アップ、管理運営コストの抑制、用地確保に留意した短期的な実現性などの観点から、JA支店や役場にも近い葛尾川左岸に一体的に整備するとともに、近接地に JA 倉庫や高齢者住宅を整備し、既存商店等とともに、活力あふれる中心拠点を形成していく方向とする。

なお、敷地の区域、施設の機能・配置については、今後関係者調整を踏まえつつ精査を進めていくものとする。

⑥イメージパース



イメージスケッチ 1

復興交流館・直売所や高齢者住宅を南西から望む



イメージスケッチ 2
JA 倉庫や高齢者住宅を北東から望む

⑦参考イメージ

ア) 健康サロン



岐阜県岐阜市 南市民健康センター「健康セルフチェック」



群馬県千代田町 総合福祉センター「移動サロン」



福岡県福岡市 福岡ガーベラ物語「子供アレンジメント体験の様様」



福岡県北九州市 「折尾児童館」



大分県日田市 ひた押し花美術館 (黎明館)「押し花体験」



岐阜県岐阜市 「レンジフラワー体験」



福島県伊達市 「霊山児童館」

イ) 視聴覚ルーム (AV コーナー)



熊本県玉名市 草枕交流館「映像ホール」



新潟県長岡市 アオーレ長岡「ナカドマにあるモニター」

ウ) 直売所、レストラン、チャレンジショップ



岩手県一関市 骨寺村
荘園交流館「産直コーナー」



栃木県芳賀町
「炭火焼きしいたけ試食販売」



千葉県南房総市
道の駅三芳村 「屋外飲食スペース」



栃木県足利市
「学生チャレンジショップ」



広島県庄原市 道の駅たかの
「ふきのとう味噌試食販売」

エ) 健康散策路（まちなかのアートミュージアム含む）の整備イメージ



北海道紋別市 オホーツク流水公園
「健康歩道」



福岡県福岡市
海の中道海浜公園「健康器具」



福島県三春町 中妻地区
「田んぼアート」



京都府京都市 J A 京都
「体育祭の案山子コンテスト」



海外
「まちなか トリックアート」



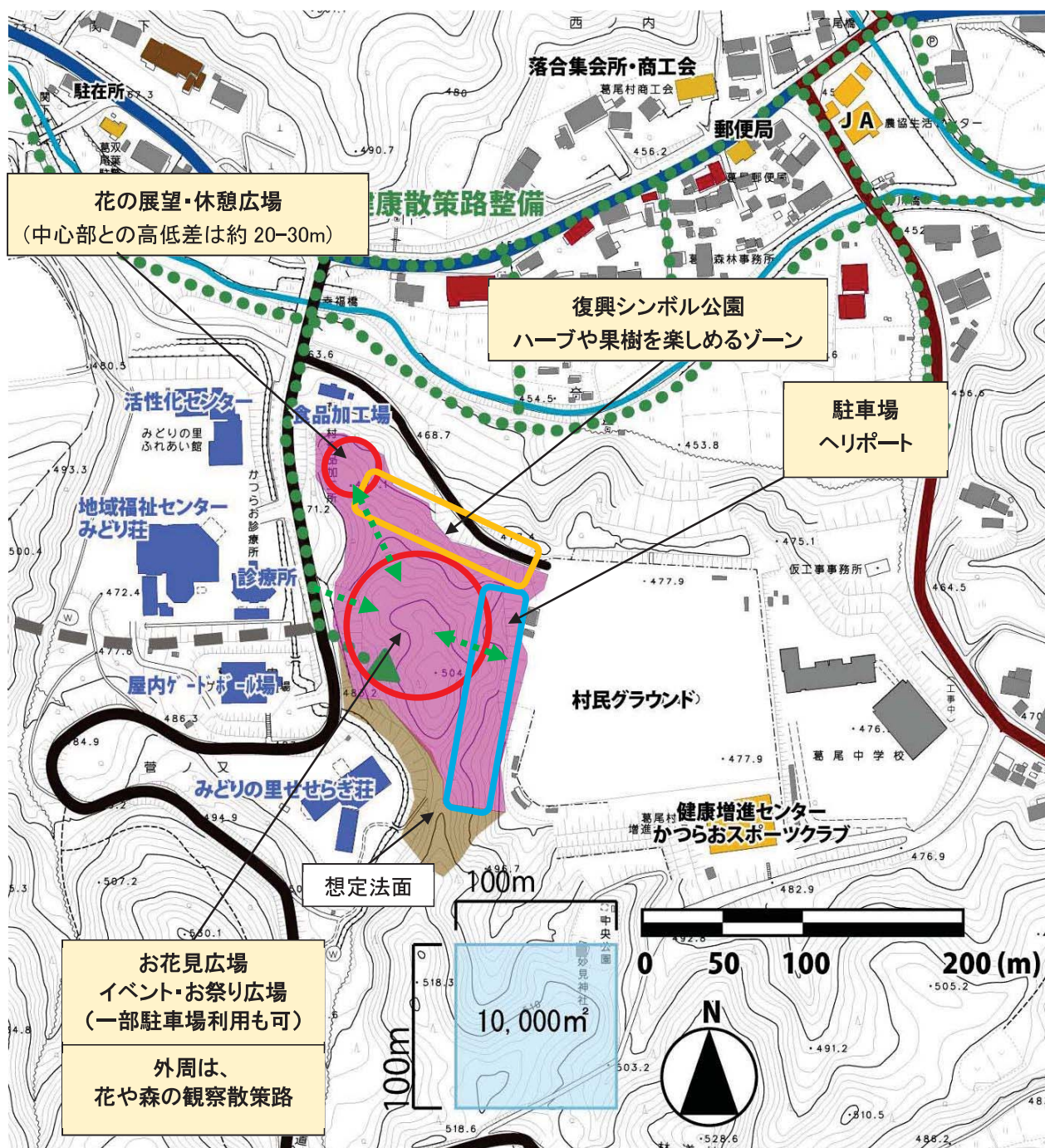
宮城県仙台市 七北田公園
「ブロンズ像」



京都府亀岡市 夢コスモス園
「創作かかしコンテスト」

(3) 花見山整備ゾーンの整備計画

①花見山整備ゾーンの施設配置方針



造成による、公共施設ゾーンの一体的利用、中心部との連携が容易に

- 村民グラウンドと同レベルに切土造成することで、公共施設ゾーン全体が概ねフラットにつながる
- 概ね 1.7ha のまとまった平場を確保可能
- 車でのアクセスや高齢者の徒歩でのアクセスが容易に

公園周辺の花飾りによる、中心部からの眺望・シンボル景観整備

- 斜面地の花による緑化・景観整備
- 花木の植林、花見山づくり

②花見山整備ゾーンの施設配置イメージ



(4) 住宅・レクリエーション機能等導入検討ゾーンの整備計画

①住宅・レクリエーション機能等導入検討ゾーンの整備方針

■住宅・レクリエーション機能等導入検討ゾーン

- 客土の採取と連携した、まとまった面的開発による新たな復興・活性化機能の導入検討
- 大規模開発を活かした、公園・レクリエーション空間と住宅が一体となった、若者や転入者にとっても魅力あふれる活気あふれる新生活拠点の形成



造成による、公共施設ゾーンの一体的利用、中心部との連携が容易に

- 東部公共施設ゾーンと同レベルに切土造成（開発ゾーン①）することで、公共施設ゾーン全体が概ねフラットにつながる。概ね2.9haのまとまった平場を確保可能
- 西側に広がる平地部農地（開発ゾーン②）も、開発ゾーン①と連携して盛土造成することにより、概ね一体的な利用が可能となる

復興交流拠点整備ゾーンや公共施設ゾーン等との棲み分けに留意した、特色ある機能の導入検討

- 住宅機能については、短期的には、既存住宅再建、村営住宅、自立的生活が厳しい高齢者向け住宅など、まちなかの人口集積や公共基盤・利便施設等を活かした供給を基本としていくものの、復興の取り組み拡大により、中長期的に、新たな葛尾村に魅力を感じる若者層や新たな転入者の増加も期待されることから、そうした新たな人口の受け皿として、魅力ある住宅の導入・提供を図るべく、検討を進めていくものとする
- まちなかの居住との特色の違い（大規模で計画的な住宅整備が可能、計画的に低線量開発が可能など）を活かし、住宅そのものの魅力、定住環境の付加価値など、広域的にも魅力ある住宅地整備を目指していく
- 定住環境の付加価値としては、特に、若者や子育て層の帰還促進に向けた遊び・レクリエーション環境の強化が望まれており、地価の低く自然豊かな葛尾村の優位性が発揮できる機能であることから、公園・レクリエーション等のコミュニティ環境を大切にした、活気やコミュニティあふれる生活拠点の形成を目指していく
- また、雪かきし移動しやすい道路等のゆとりある空間配置など、地域の課題でもある冬季の雪対策についても、適切に対応していく

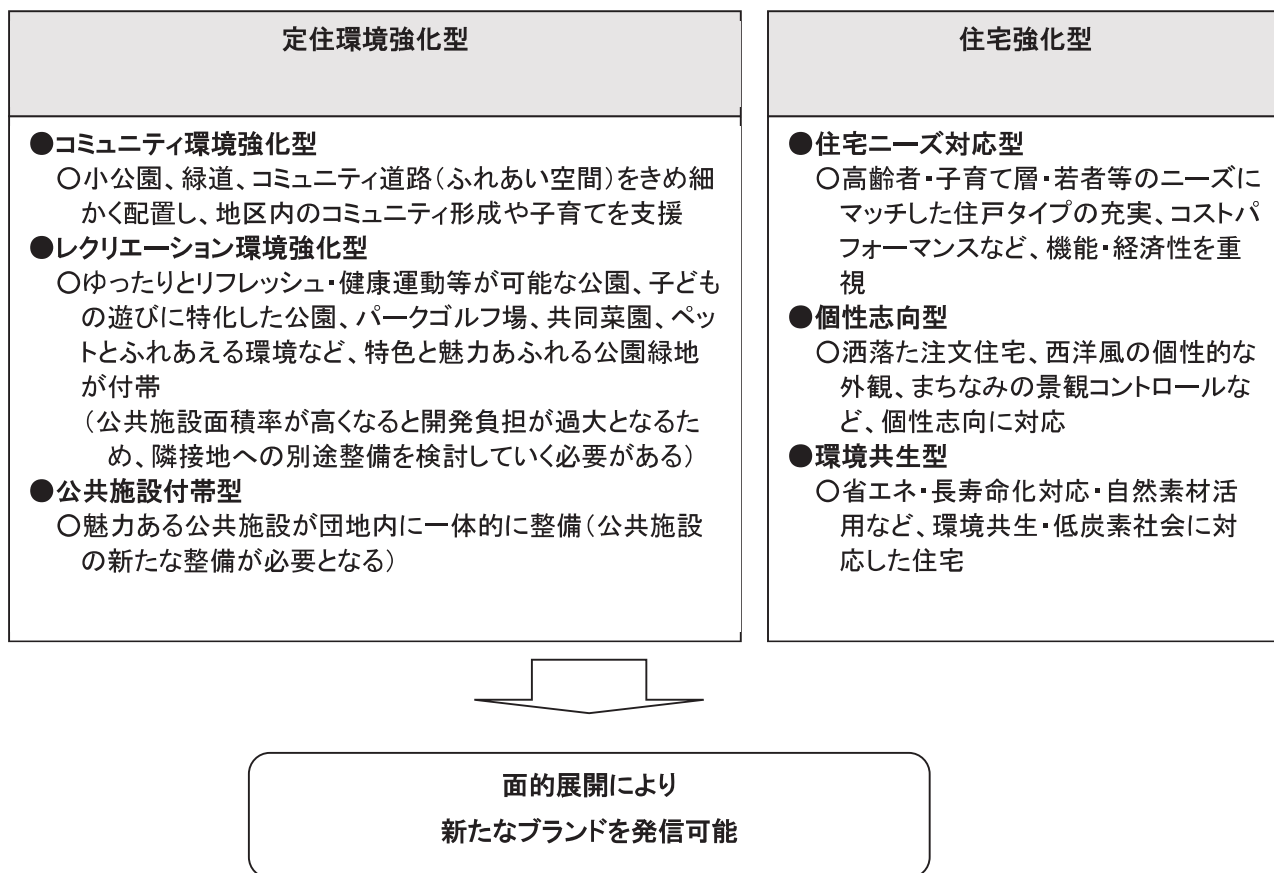
周辺からのアクセス道路軸の強化

- 東部公共施設ゾーンからのアクセスとともに、特に、開発ゾーン②も整備した場合のアクセス強化として、浪江三春線への接続を検討していく

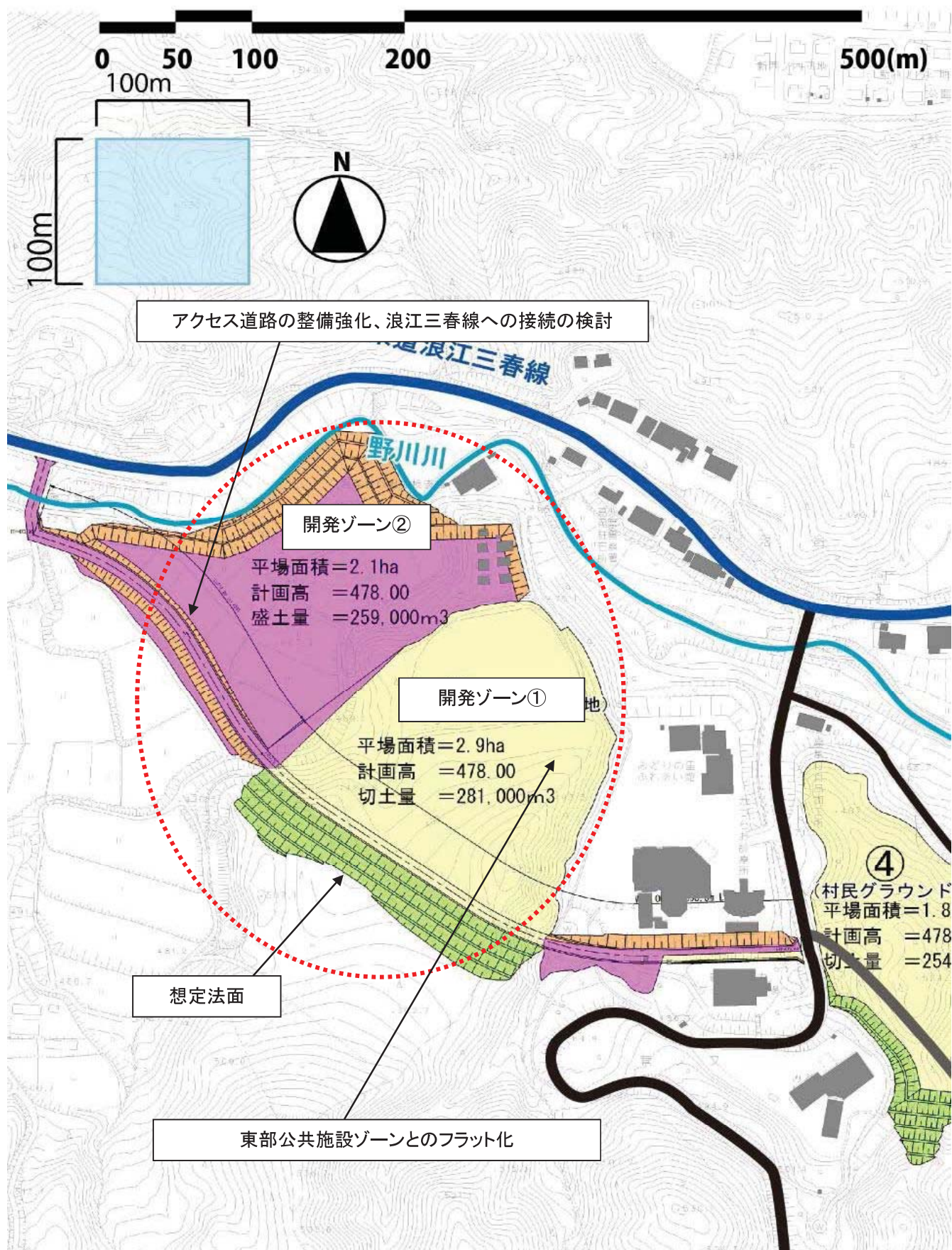
帰還人口動向を踏まえた今後の精査が必要

- 帰還人口等の人口の伸び、事業性等を踏まえるとともに、まちなか等との棲み分けの可能性に十分留意しつつ、開発規模・機能等について、今後精査していくことが必要

＜付加価値型開発のアイデア例＞



②ゾーン配置の方針



③住宅・レクリエーション機能等導入検討ゾーンの施設イメージ

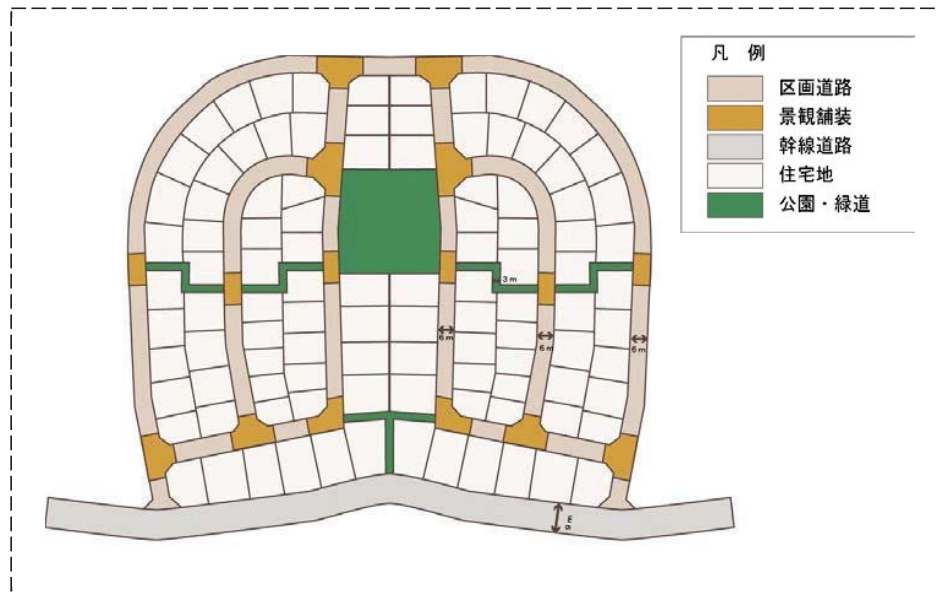
ア) 新たな住宅開発団地のモデル整備イメージ図

【参考規模】

○開発面積; 約 2.5ha(幹線道路、周辺法面除外)

○住宅戸数; 約 104 戸(40 人/ha)

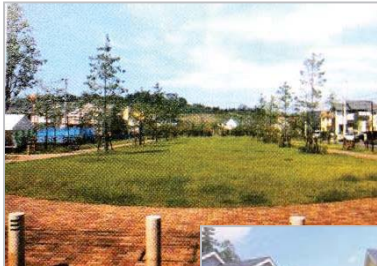
○公園面積; 約 0.12ha



イ) 新たな住宅開発団地の付加価値地化のイメージ

●緑豊かな、やすらぎのある暮らし

- 周辺の自然に囲まれた、緑豊かな住宅地
- 中央のシンボル公園
- 公園を中心に広がる緑道
- 住宅地内の緑化推進
- 道沿いのセットバックや修景整備



●コミュニティを大切にし育む暮らし

- 多世代が集う魅力あるシンボル公園づくり
(パーゴラ、芝生広場、健康遊具など)
- 公園・緑道を活かした各街区のコミュニティ育成



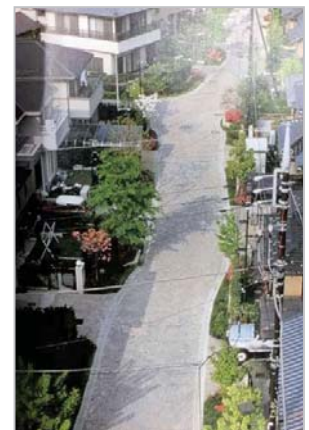
●人優先の環境づくり

- 通過交通を抑制する道路網
(ショートカットコースの削除、曲線ルート)
- 交差点等での景観舗装等による車の速度抑制
- 区画道路の速度抑制の工夫
(ジグザグ線形の導入と、沿道植樹)



●個性や誇りを育む、魅力的な街並み

- 公園・緑道等の花による演出
- 住宅地内のフラワーガーデニングの推進
- 洒落た外観のデザイン住宅の誘導・統一や規制
- 花や木等を活かした葛尾らしさの演出



ウ) 大規模公園等を別途併設する場合の整備イメージ

住宅・レクリエーション機能等導入検討ゾーン(定住環境強化型開発)



熊本県熊本市 城南温泉旅館
「グランドゴルフ場」



北海道上ノ国町 北の道の駅
ドッグラン併設「ワンちゃん広場」

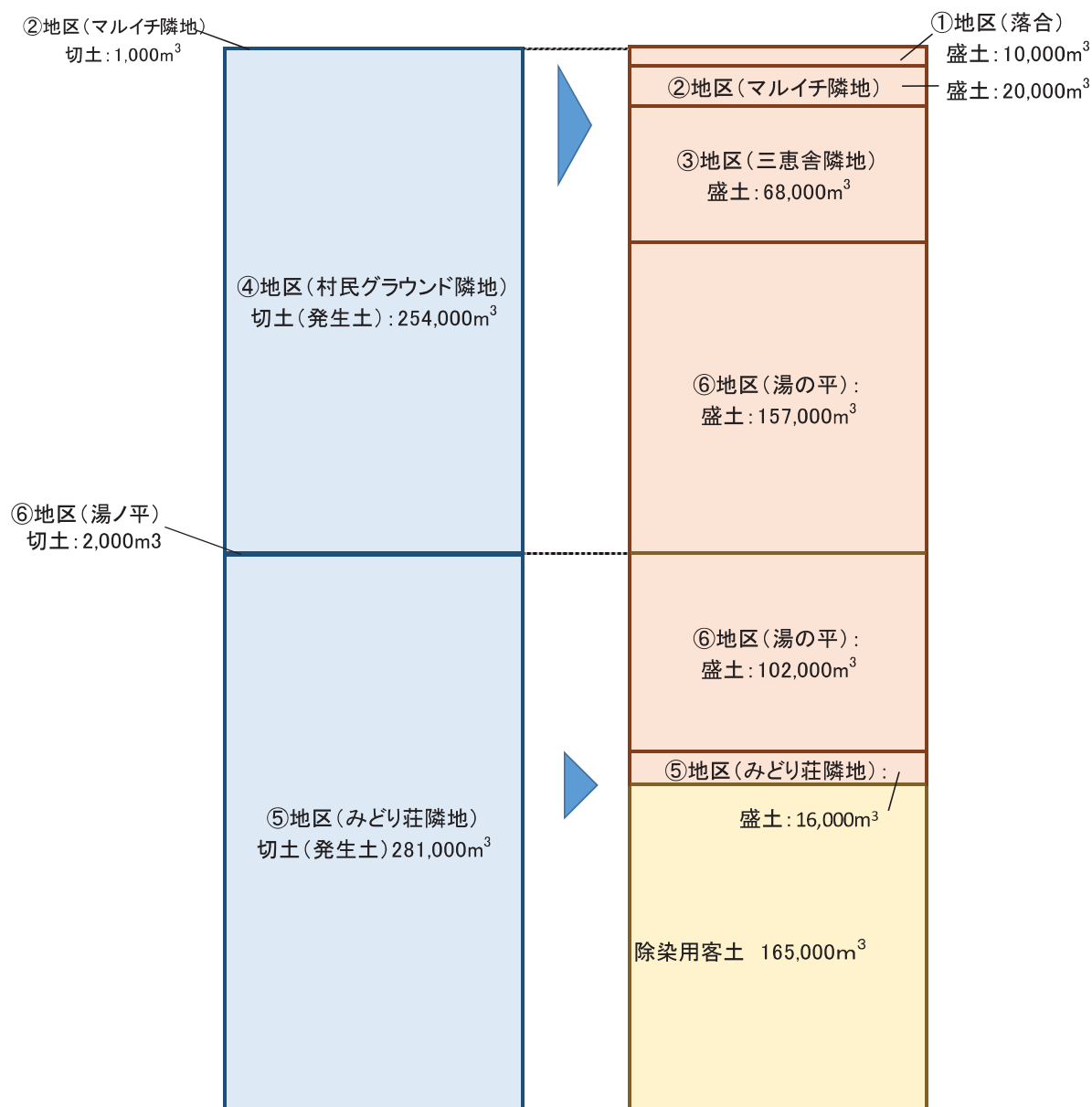


北海道占冠村 星野リゾート リゾナーレ
トナム「パークゴルフ場」

(5) 造成計画

●造成バランスに関する考察

○①～⑥に係る造成の切り盛り土量をバランスさせることが事業面から有効である。



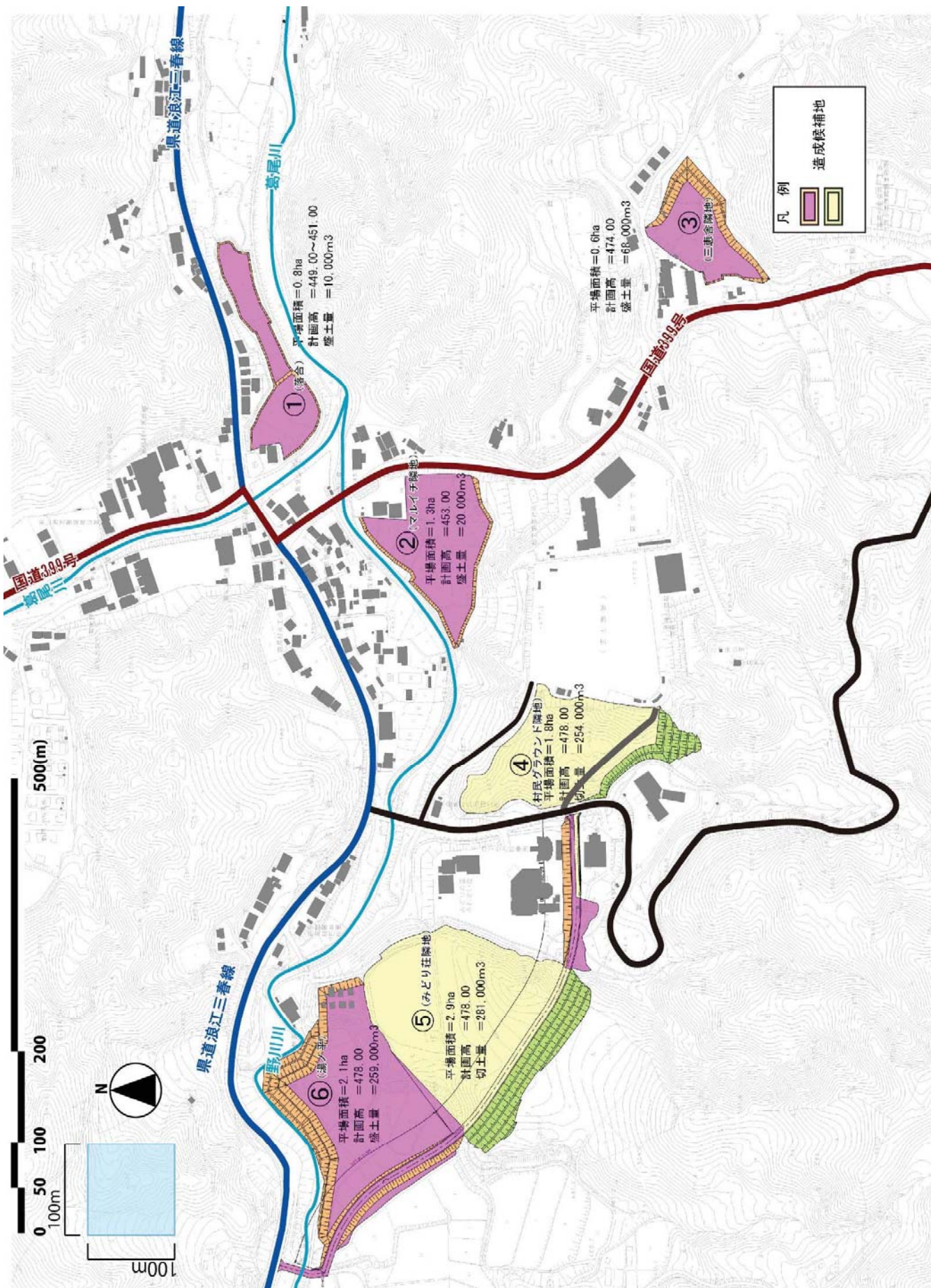
①地区、②地区は現況に対して約 1m の盛土をする想定

③地区では道路接道部の高さにあわせ、最大限に盛土する状態を想定

④地区、⑤地区では道路接道部の高さにあわせ、最大限に切土する状態を想定

⑥地区では⑤地区の高さにあわせ、土量収支バランスをとって盛土する状態を想定

※土質 (岩、砂礫など) の種類は不明



4. 実現化方策

(1) 事業手法

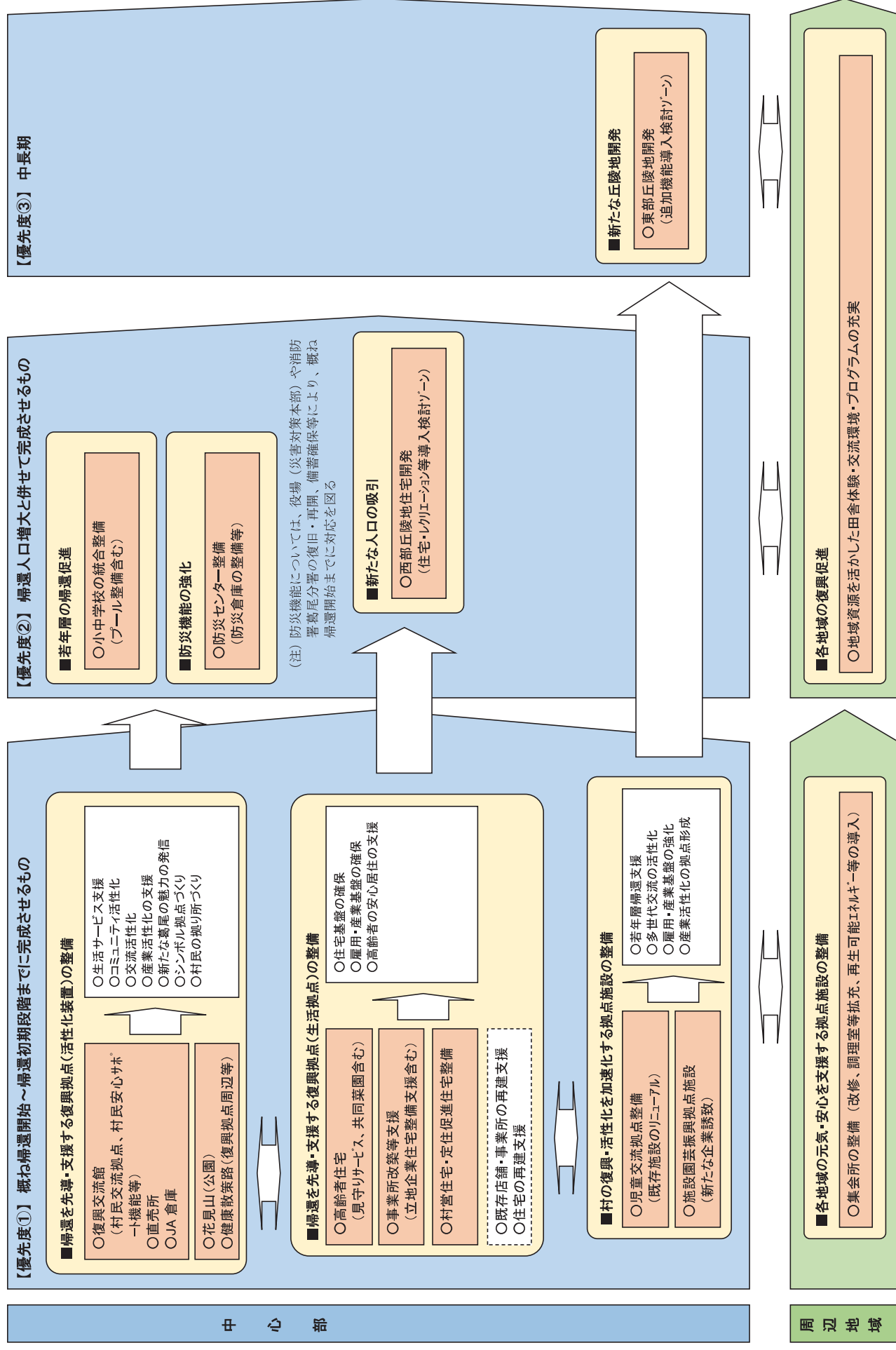
■主な計画施設の事業手法の検討

計画施設	事業手法の検討	
	想定される事業手法	適用に向けての留意事項
復興交流館 直売所	農山漁村活性化プロジェクト支援事業	・復旧事業や既存施設活用等が基本となっているが、安心・安全な農山村への早期帰還と定住・交流等の促進を図るため、村民全体の交流促進や安心の確保に資する復興交流館の整備を強く要望していく。 ・復興交流館は、特に、地域間交流拠点施設等(地域資源活用総合交流施設(伝承館機能の移転含む)、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学习施設、地域住民活動支援促進施設)としての整備が望まれる。 ・直売所は、特に、地域産品等を活かした地域間交流拠点施設等(地域資源活用総合交流施設、農林漁業体験施設、地域資源循環活用施設、地域資源活用起業支援施設、地域住民活動支援促進施設)としての整備が望まれる。
JA倉庫	被災地域農業復興総合支援事業	
高齢者住宅	福島再生賃貸住宅整備事業 福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業 福島再生賃貸住宅用地取得造成事業	・公的賃貸住宅の造成・建設・管理を想定している。 ・適用する場合は、施設基準や、入居者資格要件(所得48.7万以下)、管理期間(10年以上)等に留意が必要。
	サービス付き高齢者向け住宅整備事業	・民間誘致が必要。
健康散策路 親水環境整備	河川事業	
小中学校(統合整備)	公立学校施設整備費国庫負担事業	
小中学校(プール整備)	子育て支援のための拠点施設整備事業	
児童交流拠点	福島定住等緊急支援交付金	・子育て世帯が安心して定住できる環境を整えるため、地域全体の子どもの運動機会の確保・増進に資する施設づくりに留意する必要がある。
住宅・レクリエーション等導入検討ゾーン (住宅団地開発)	福島再生賃貸住宅整備事業 福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業 福島再生賃貸住宅用地取得造成事業	・公的賃貸住宅の造成・建設・管理を想定している。 ・適用する場合は、施設基準や、入居者資格要件(所得48.7万以下)、管理期間(10年以上)等に留意が必要。
	福島定住等緊急支援交付金	・子育て世帯が安心して定住できる環境を整えるために整備する公的賃貸住宅(子育て定住支援賃貸住宅)を想定している。
防災センター	消防防災施設整備費補助	
胡蝶蘭栽培研修センター	原子力災害被災地域事業所整備等支援事業	・新規事業所(貸事業所等)の整備を支援するものであり、研究・研修等に主目的がある場合は、村内産業の付加価値化への波及効果は高いものの、調整が必要。

(注) 帰還環境整備交付金については、大熊町・双葉町を想定したものであり、対象外ながら、帰還促進に向けての復興再生拠点の整備を総合的に支援可能な手法であり、葛尾村が置かれている帰還開始に向けて厳しい状況を踏まえると、復興交流館・直売所、健康散策路、花見山公園等への支援を国に対して強力に要望していくものとする。

(2) 工程計画

①中心拠点等の段階的な整備計画



②葛尾村中心地点等整備計画 事業工程案

	H27年度			H28年度			H29年度					
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
全体	交付金申請		復興整備計画等作成									
①地区(落合)【約0.9ha】 主な施設:復興交流館(延床約2600㎡) 高齢者住宅 ※開発許可申請必要 ※建築確認必要 ※現況農地	交付金申請	地質調査・測量(4ヶ月)	用地測量(5ヶ月)	造成設計(8ヶ月)	建築設計(9ヶ月)	各種事前相談(農地等)(3ヶ月) ※復興整備計画に位置づけ協議	開発許可等(2ヶ月)	建築確認等(2ヶ月)		造成工事(3ヶ月)	建築・外溝工事(6ヶ月)	
②地区(マルイチ隣地)【約1.3ha】 主な施設:JA倉庫(延床約1800㎡) ※開発許可申請必要 ※建築確認必要 ※現況農地 ※自然公園	交付金申請	地質調査・測量(4ヶ月)	用地測量(5ヶ月)	造成設計(8ヶ月)	各種事前相談(自然公園等)(3ヶ月) ※復興整備計画に位置づけ協議	造成設計(4ヶ月)	建築設計(4ヶ月)	開発許可等(2ヶ月)	建築・外溝工事(6ヶ月)			
③地区(三恵舎隣地)【約0.6ha】 主な施設:立地企業用住宅(戸数未定) ※開発許可申請必要 ※建築確認不要(木造2階の場合) ※現況農地	交付金申請	地質調査・測量(4ヶ月)	用地測量(5ヶ月)	造成設計(8ヶ月)	各種事前相談(農地等)(3ヶ月) ※復興整備計画に位置づけ協議	建築設計(4ヶ月)	開発許可等(2ヶ月)	造成工事(6ヶ月)	建築・外溝工事(4ヶ月)			
④地区(村民グラウンド隣地)【約1.8ha】 主な施設:花見山公園 ※開発許可申請必要 (都市公園、自然公園等の公園施設の場合は必要なし) ※自然公園 ※土石流危険渓流地域 ※現況森林	交付金申請	地質調査・測量(4ヶ月)	用地測量(5ヶ月)	造成設計(8ヶ月)	各種事前相談(自然公園等)(3ヶ月) ※復興整備計画に位置づけ協議	開発許可等(2ヶ月)	造成(切土)工事(期間は要精査)					
⑤地区(みどり荘隣地)【約3.3ha】 主な施設:住宅レクリエーション機能等導入ゾーン ※開発許可申請必要 ※自然公園 ※現況森林	地質調査・測量(5ヶ月)	用地測量(6ヶ月)	造成設計(10ヶ月)	各種事前相談(自然公園等)(3ヶ月) ※復興整備計画に位置づけ協議	開発許可等(2ヶ月)	造成(切土)工事(期間は要精査)						
⑥地区(湯ノ平)【約2.5ha】 主な施設:住宅レクリエーション機能等導入ゾーン ※開発許可申請必要 ※自然公園 ※現況農地	交付金申請	地質調査・測量(4ヶ月)	用地測量(5ヶ月)	造成設計(8ヶ月)	各種事前相談(農地・自然公園等)(3ヶ月) ※復興整備計画に位置づけ協議	用地買収(2ヶ月)	開発許可等(2ヶ月)	造成(盛土)工事(期間は要精査)				

※上記は一般的な工程を示したものであり、交付金の申請結果、土地入手の状況、その他地形条件等により変化することが想定されます。

※復興整備計画とは、「東日本大震災復興特別区域法」に基づき、復興に向けたまちづくりや地域づくりが必要となる市街地の整備や農業生産基盤の整備等の各種事業を対象にこれらに関する許可の基準緩和や手続のワンストップなどの特例を受けるための計画です。復興整備計画に記載される復興整備事業には、その円滑・迅速な実施をサポートするための各種の特例措置(農地転用等の許可基準の緩和や事業実施に必要な複数の手続のワンストップ処理等)が適用されるとともに、復興整備協議会や関係各機関との協議により同意を得た復興整備計画を公表することで、計画に記載した復興整備事業に関する許可等がいったものとみなされます。

(3) 中心拠点等整備に伴う関係機関協議に向けての課題

①土地利用ゾーニングの変更

ア) 農地農業振興地域の変更（農業振興地域の整備に関する法律）

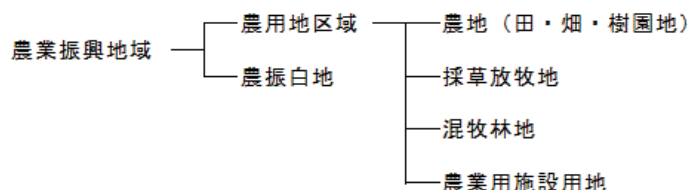
a) 農業振興地域制度とは

農業振興地域制度は、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づいて、農業の振興を図るべき地域を定め、土地の有効利用と農業の近代化のための措置を計画的・集中的に推進し、農業の健全な発展と優良農地の保全・形成を目的とする制度であり、昭和 44 年に制定された。この制度は、優良な農地を確保するため、農地法による農地転用許可制度と併せて設けられている制度である。

b) 農業振興地域及び農用地区域について

農業振興地域は、今後 10 年以上にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域として県が指定をしている。さらに、土地改良事業を施行するなど、優良農地として確保及び保全が必要である農地について、農業振興地域内の農用地区域（青地）として指定しており、この農用地区域内の農地及び採草放牧地を一般的に「農振農用地」と呼ばれている。また、農業振興地域内の農用地区域以外の土地を「農振白地」と呼ばれている。

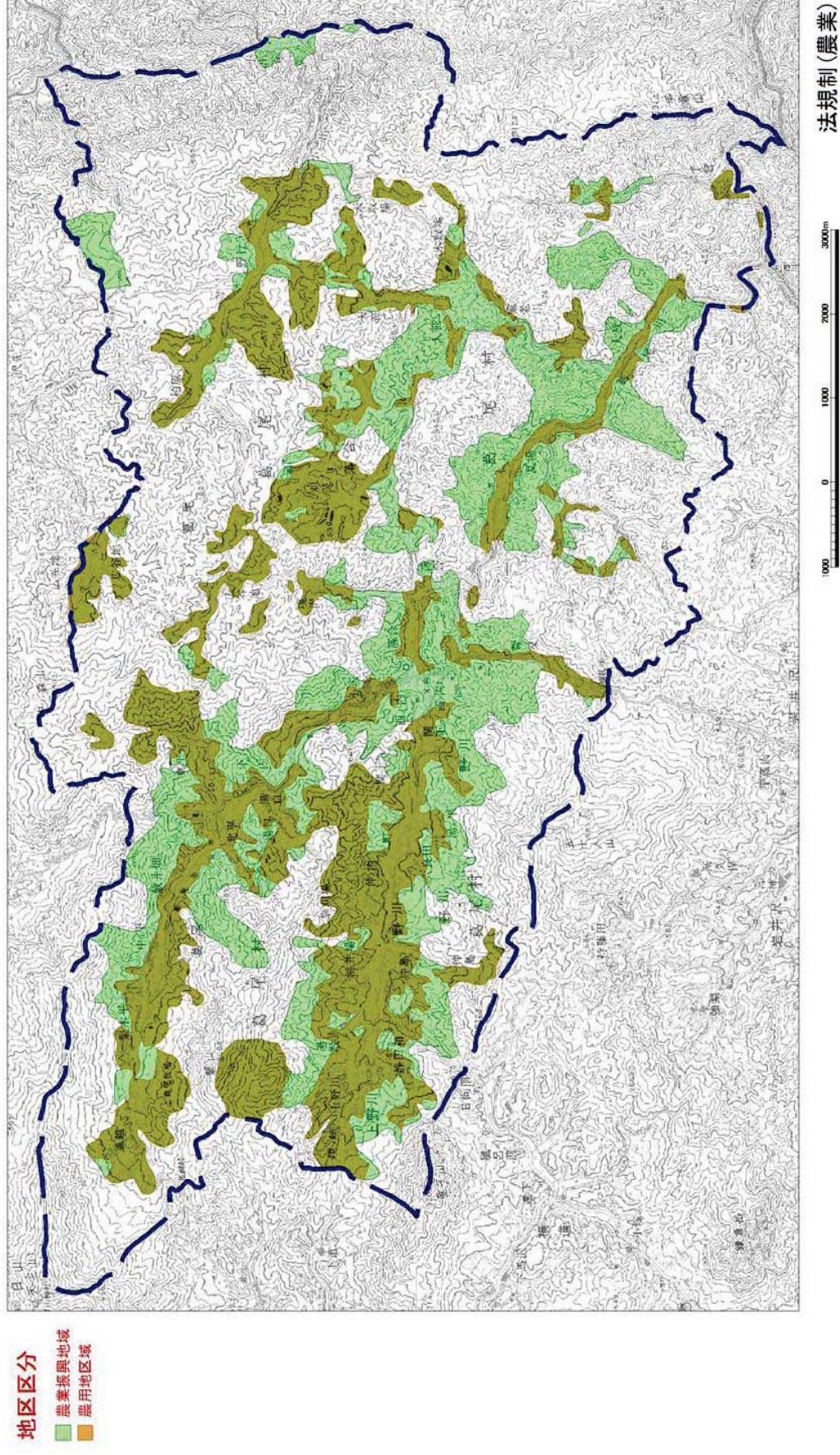
農振農用地は、原則として農地以外の用途に利用することはできない。



c) 農業振興地域内の農地転用

- ・農用地区域以外の農業振興地域（白地地域）における農地の転用については、農振法による開発規制は行われないが、農地法による転用許可が必要になる。
- ・農用地区域内の農地の転用については、農用地利用計画において指定された用途に供する場合以外認められない。なお、農用地利用計画の変更（農用地区域からの当該農地の除外）が必要と認められる場合は、農用地利用計画の変更をした上で農地法による転用許可を得る必要がある。

【農業関連法規制】



イ) 地域森林計画区域の変更（森林法）

a) 地域森林計画とは

「地域森林計画」は、森林法第5条に基づき、全国森林計画に即して知事がたてる5年毎に10年を一期とする民有林の計画である。

b) 復興特区法に基づく特例について

開発や土地利用の見直しを行うには、個別法による規制に基づき、様々な手続きが必要となる。

国では、平成23年に東日本大震災復興特別区域法を制定し、津波で被災した住宅地の高台移転や市街地の整備等に必要な復興整備事業（集団移転促進事業や土地区画整理事業など。参考1参照）を円滑かつ迅速に進めるため、住宅地や農地、森林等における許認可等について、土地利用の再編に関する特例（森林を他用途に転用する際の手続きの一元化等）を設けている。この特例は、地方公共団体が、復興特区法に基づき、復興に向けたまちづくり・地域づくりを内容とする復興整備計画を作成し、復興整備協議会の協議・同意等を経て、公表することで受けることができる。

地域森林計画対象森林の区域の変更についても、特例が認められており、手続きを経れば地域森林計画の変更があったものとみなされる。

【福島県の森林計画区】



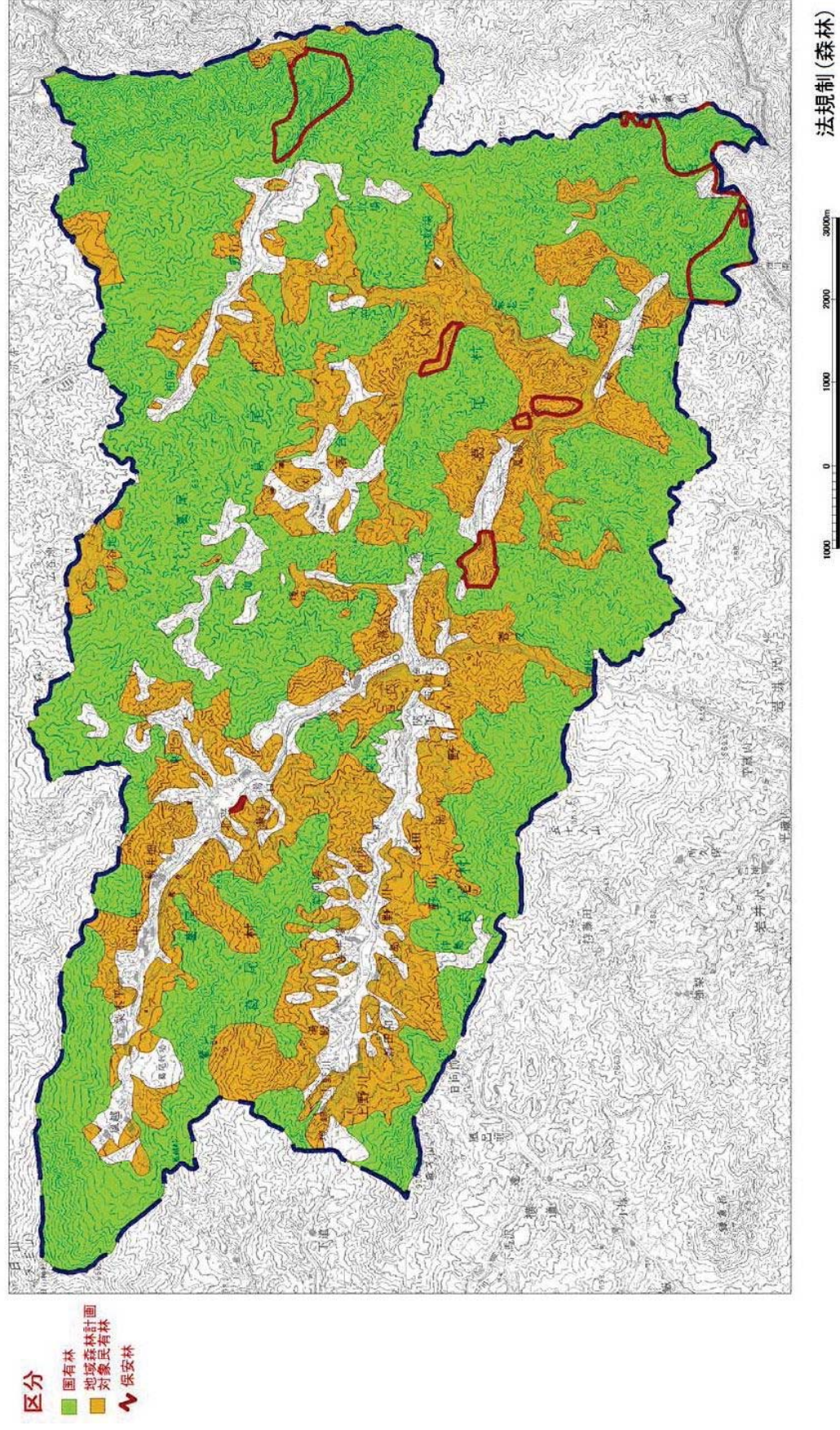
福島県の森林計画区の計画期間

樹立年	森林計画区	広域流域名	計画期間（民有林面積）
H22年	奥久慈森林計画区	那珂川	平成23年4月～平成33年3月（A=27千ha）
H23年	会津森林計画区	阿賀野川	平成24年4月～平成34年3月（A=240千ha）
H24年	磐城森林計画区	阿武隈川	平成25年4月～平成35年3月（A=119千ha）
H25年	樹立なし	—	—
H26年	阿武隈川森林計画区	阿武隈川	平成27年4月～平成37年3月（A=180千ha）
H27年	奥久慈森林計画区	那珂川	平成28年4月～平成38年3月
計	民有林面積	567千ha	県土面積（1,378千ha）の約41%

※ 四捨五入により面積の計と内訳は必ずしも一致しません。

※ H26の阿武隈川森林計画区の民有林面積は、今年度編成調査によるもの。その他の森林計画区については、樹立した年の面積です。

【森林関連法規制】



国土数値情報をもとに作成

②許認可の手続き

ア) 開発行為等の許可（都市計画法）

a) 開発行為とは

開発許可とは、都市計画法に基づき、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分（いわゆる「線引き制度」）を担保し、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的とした制度である。

開発行為とは、主として、建築物の建築、第1種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、第2種特定工作物（ゴルフコース、1ha以上の墓園等）の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいう。

開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

b) 開発行為の対象規模

都市計画 区域	線引き都市計画	市街化区域	1,000 平方メートル以上の開発行為
	区域	市街化調整区域	原則全ての開発行為
	非線引き都市計画区域		3,000 平方メートル以上の開発行為
準都市計画区域			3,000 平方メートル以上の開発行為
<u>都市計画区域及び準都市計画区域外</u>			<u>1ha以上の開発行為</u>

イ) 農地転用の許可（農地法）

a) 農地転用許可制度とは

農地転用許可制度は、優良農地の確保と計画的土地利用の推進を図るため、農地を農地以外のものとする場合又は農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定又は移転を行う場合には、農地法上原則として都道府県知事の許可（4haを超える場合は大臣許可）が必要になる。

ただし、国、都道府県が転用する場合（学校、社会福祉施設、病院、庁舎又は宿舍の用に供するために転用する場合を除く。）等は許可不要となっている。

b) 転用しようとする農地が農用地区域内にある場合

農用地区域内の農地は、原則として転用が認められないこととなっている。転用するためには、農地転用許可申請に先立って、農用地区域からの除外手続き（農振除外手続き）が必要となる。

ウ) 地域森林計画の対象民有林における開発行為の許可（森林法）

a) 林地開発許可制度とは

地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で1haをこえるもの）をしようとする場合には、知事の許可を受ける必要がある。

b) 対象となる開発行為

ゴルフ場・レジャー施設等造成、宅地造成、農用地造成、道路の新設・改築、岩石・砂利・土採取、残土・廃棄物の埋立、その他土地の形質を変更する行為について許可が必要となる。

「土地の形質を変更する行為」とは、土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為で、表土の掻き起こし、切土・盛土等の土砂・岩石等の移動を伴う行為などを含む。

c) 対象となる開発行為の規模

ア 開発行為に係る森林の土地の面積が1haを超える開発

イ 専ら道路の新設又は改築の場合は、有効幅員（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）が3.0mを超えるもので、森林の土地の形質変更（法の部分を含む。）面積が1haを超える開発

1ha以下の開発行為や皆伐、択伐、間伐等の通常の林業行為の伐採については、許可は不要であるが、その区域のある市町村長へ森林法第10条の8の規定に基づき「伐採届」を提出する必要がある。

エ) 県立自然公園における工作物等、土地の形質の変更等の届出（福島県立自然公園条例）

自然公園においては、優れた自然の風景地を保護するため、各種の行為が規制されている。行為を行う場合は、公園計画に基づいて指定された地域の種類によって、自然公園法または福島県立自然公園条例に基づく申請または届出の手続きが必要となる。

a) 許可を要する行為

国定公園

- ・ 特別地域（自然公園法第 20 条第 3 項）
- ・ 特別保護地区（自然公園法第 21 条第 3 項）

県立自然公園

- ・ 特別地域（福島県立自然公園条例第 21 条第 3 項）

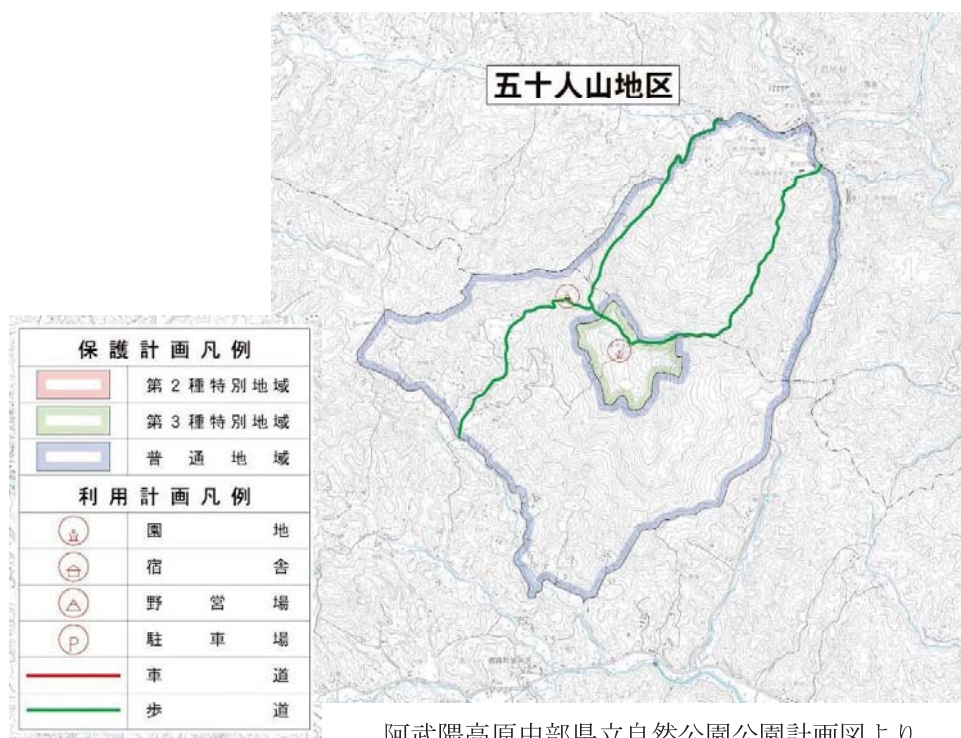
b) 届出を要する行為

国定公園

- ・ 特別地域（自然公園法第 20 条第 6 項、第 7 項、第 8 項）
- ・ 特別保護地区（自然公園法第 21 条第 6 項、第 7 項）

県立自然公園

- ・ 特別地域（福島県立自然公園条例第 21 条第 4 項、第 5 項、第 6 項）
- ・ 普通地域（福島県立自然公園条例第 31 条第 1 項）



阿武隈高原中部県立自然公園公園計画図より

③復興整備計画の作成（ワンストップ処理の手続）

ア) はじめに

復興整備計画は、復興に向けたまちづくり・地域づくりに必要となる市街地の整備や農業生産基盤の整備等のための各種事業を記載することができる計画である。復興整備計画に記載される復興整備事業には、その円滑・迅速な実施をサポートするための各種の特例措置（手続の一元化、許可基準の緩和、事業制度の創設・拡充等）が適用されることとなる。復興に向けたまちづくり・地域づくりを進めていく上で、こうした特例措置を受ける必要がある場合に、各市町村が中心となって復興整備計画を作成することができる。

イ) 個別法の各種手続きのワンストップ処理（手続きの一元化）

a) 基本方針の抜粋

・復興に向けたまちづくり・地域づくりを円滑かつ迅速に進めていくため、復興整備事業の実施に必要な又は関連する以下の法定手続について、関係者が一堂に会した復興整備協議会における協議を活用することで、個別法において求められる関係者の協議・同意等を一括して処理できることとし、これにより個別法の手続によることなく、ゾーニングの変更や許認可等がなされたものとみなす。

b) ワンストップ処理の手続き

①復興整備計画協議書（様式第1）及びワンストップ処理の手続ごとに求められる協議等に必要書類（下記表を参照。）を作成する。この場合において、復興整備事業に関する事項として記載された事項が協議等に必要書類の記載事項と重複する場合には、協議等に必要書類に「復興整備計画の〇〇の項目を参照」等と記載すれば、必要な事項が記載されているものとみなすことができる。

（例えば、復興整備事業の実施主体に関する詳細事項や、事業の資金計画及び具体的な期間が記載されている場合が考えられる。）

②①で作成した書類を用いて、協議会協議等の手続を行う。

③②の協議等が調った後、復興整備計画を公表する際に、協議等に使用した書類のうち、計画記載事項として公表する必要がある書類を復興整備計画に添付し、公表することにより、ゾーニング、許認可等、事業計画のみなしの法律効果が得られる。

④計画変更によりワンストップ処理を行う場合にも、上記①～③と同様の手続が必要となる。

c) 各ワンストップ処理の手続き一覧表

	対象手続 (関係個別法)	協議会協議等の手続 (〔 〕内は協議会 に構成員として加え る者)	協議等に必要書類	計画記載事項	備考
ワンストップ関係	土地利用基本計画 の変更（国土利用 計画法）	・協議会協議〔国土 の利用及び土地利 用の学識経験者、 国土交通大臣〕	・復興整備計画の関 係部分 ・土地利用方針 ・変更の内容を記載 した書類（国土利 用計画法第9条第 10項に基づく協議 で用いているもの と同様のもの）	・変更部分（「 変更の内容を 記載した書類 」のうちの計 画図又は計画 書）	・都道県との共同 作成の場合のみ 記載可能
	都市計画区域の指 定、変更又は廃止 （都市計画法）	・協議会協議〔知事 が推薦する以下の 者（都市計画に関 する学識経験者、 都道県議会議員、 市町村議会議員） 、国土交通大臣〕 ＋国土交通大臣の 同意	・復興整備計画の関 係部分 ・土地利用方針 ・名称及び区域を記 載した書類 ・都市計画法施行規 則第2条第2項各 号の図書	・名称 ・区域	・都道県との共同 作成の場合のみ 記載可能 ・都市計画区域の 指定等について 、協議会で協議 を行う場合には 、都市計画法施 行規則第2条第 2項第7号の書 面は不要
	都市計画の決定又 は変更（都市計 画法）	・協議会協議〔国土 交通大臣（都道県 決定の都市計画に 限る。）〕＋知事 の同意（知事の同 意が必要な都市計 画を定める場合に 限る。）＋国土交 通大臣の同意（国 土交通大臣の同意 が必要な都市計画 を定める場合に限 る。）	・復興整備計画の関 係部分 ・土地利用方針 ・総括図 ・計画図 ・計画書 ※総括図、計画図及 び計画書は、都市 計画法第14条及 都市計画法施行規 則第9条に規定す るものに相当する もの	・総括図 ・計画図 ・計画書 ※都市計画法第 14条及び都市 計画法施行規 則第9条に規 定するものに 相当するもの	・都道県決定の都 市計画について は、都道県との 共同作成の場合 のみ記載可能
	農業振興地域の変 更（農業振興地 域の整備に関する 法律）	・協議会協議	・復興整備計画の関 係部分 ・土地利用方針 ・様式第3	・様式第3	・都道県との共同 作成の場合のみ 記載可能
	農用地利用計画の 変更（農業振興地 域の整備に関する 法律）	・協議会協議〔農協 、土地改良区、農 業委員会〕＋都道 県知事の同意	・復興整備計画の関 係部分 ・土地利用方針 ・様式第4	・様式第4	
	地域森林計画区域 の変更（森林法）	・協議会協議〔森林 ・林業の学識経験 者、森林管理局長 、農林水産大臣〕	・復興整備計画の関 係部分 ・土地利用方針 ・様式第5－2	・様式第5	・都道県との共同 作成の場合のみ 記載可能
	保安林の指定又は 解除（森林法）	・協議会協議〔農林 水産大臣（森林法 第26条の2第4項 各号に該当する保 安林を解除する場 合に限る。）〕＋ 農林水産大臣の同 意（上記の場合に 限る。）	・復興整備計画の関 係部分 ・土地利用方針 ・様式第6	・様式第6	・都道県との共同 作成の場合のみ 記載可能
	漁港区域の指定、 変更又は指定の取 消し（漁港漁場整 備法）	・協議会協議〔国土 交通大臣（漁港区 域が1級河川区域 を含む場合に限る	・復興整備計画の関 係部分 ・土地利用方針 ・様式第7	・様式第7	・2以上の市町村 の区域にわたる 第1種漁港及び 第2種漁港につ

		。)]			いては都道県との共同作成の場合のみ記載可能
許可等関係	農地転用の許可（農地法） ※2ha超の農地転用が必要な土地利用方針を記載する場合（大臣の許可）	・協議会協議〔農林水産大臣、都道府県知事〕＋農林水産大臣の同意	[法第46条第1項第1号の地域] ・土地利用方針 ・様式第8（農地に係る調整様式） [その他の地域] ・土地利用方針 ・復興整備計画の関係部分 ・様式第9（事業に関する事項） ※法第46条第1項第2号の地域は上記に加え様式第8	・様式第9（事業に関する事項）※様式第9から、個人情報に係る事項を除いたもの	・留意事項 力 ※法第46条第1項第1号の地域における様式第9は、土地利用方針の同意を得た後、計画の公表までに農林水産大臣へ提出
	開発行為等の許可（都市計画法）	・協議会協議＋都道府県知事の同意	・復興整備計画の関係部分 ・様式第10（法第49条第4項第1号に関する事項に限る。） ・様式第11（法第49条第4項第2号に関する事項に限る。）	・開発行為等の概要	
	都市計画事業の認可等（都市計画法）	・協議会協議〔国土交通大臣（国土交通大臣の同意を必要とする都市計画事業の認可に限る。以下同じ。）〕＋国土交通大臣の同意＋都道府県知事の同意	・復興整備計画の関係部分 ・様式第12 ・事業地を表示する図面 ・設計の概要を表示する図書 ・資金計画書 ※事業地を表示する図面、設計の概要を表示する図書及び資金計画書は、都市計画法第60条第3項、都市計画法施行規則第47条等に規定するものに相当するもの	・施行者の名称 ・都市計画事業の種類 ・事業施行期間 ・事業地 ・事業地を表示する図面 ・設計の概要を表示する図書 ※都市計画法第60条第1項・第3項、都市計画法施行規則第47条等に規定するものに相当するもの	
	農地転用の許可（農地法） ※農林水産大臣の許可を除く。	・協議会協議〔都道府県農業会議、農業委員会〕＋都道府県知事の同意	・復興整備計画の関係部分 ・様式第8 ・様式第13	・様式第13	
	農用地区域における開発行為の許可（農業振興地域の整備に関する法律）	・協議会協議〔都道府県農業会議〕＋都道府県知事の同意	・復興整備計画の関係部分 ・様式第14	・様式第14	
	地域森林計画の対象民有林における開発行為の許可（森林法）	・協議会協議〔森林・林業の学識経験者〕＋都道府県知事の同意	・復興整備計画の関係部分 ・様式第15	・様式第15	
	保安林における立	・協議会協議＋都道	・復興整備計画の関	・様式第16	

	国立公園の特別地域における工作物の新築の許可等（自然公園法）	・協議会（環境大臣が構成員）の協議＋環境大臣の同意（又は内閣総理大臣を経由して環境	・復興整備計画の関係部分 ・様式第 17	・様式第 17	
	国立公園の特別地域における工作物の新築の許可等（自然公園法）	・協議会の協議＋被災関連都道府県知事の同意（又は被災	・復興整備計画の関係部分 ・様式第 17	・様式第 17	
	漁港区域における工作物の建設等の許可（漁港漁場整備法）	・協議会協議＋都道府県知事の同意	・復興整備計画の関係部分 ・様式第 18	・様式第 18	
	港湾区域における工事の許可等（港湾法）	・協議会協議＋都道府県知事の同意	・復興整備計画の関係部分 ・港湾法施行規則第 3 条の 5 第 1 項各号について各港湾管理者が定めている様式及び添付書類（港湾法第 37 条の許可又は協議に関する事項に限る。） ・港湾法施行規則第 1 号様式又は第 2 号様式及び第 5 条第 2 項各号又は同条第 3 項各号に掲げる添付書類（港湾法第 38 条の 2 の届出又は通知に関する事項に限る。）	・同左（添付書類を除く。） ・同左（添付書類を除く。）	
事業関係	土地改良事業計画（土地改良法）	・協議会協議〔土地改良施設の管理者（事業により土地改良施設が生ずる場合に限る。）〕	・土地改良事業に関する事項を記載した書類（土地改良事業計画の案） ・土地改良施設の予定管理方法等その他必要な事項を記載した書類（左記の場合に限る。）	・同左	
	集団移転促進事業計画（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律）	・協議会協議〔国土交通大臣〕＋国土交通大臣の同意	・法第 53 条第 3 項に規定する集団移転促進事業に関する事項を記載した書類	・同左	
	改良地区の指定（住宅地区改良法）	・協議会協議〔国土交通大臣〕＋国土交通大臣の同意	・「東日本大震災復興特別区域法の施行を踏まえた住宅地区改良事業の運用について」（平成 24 年 1 月 6 日国住整第 103 号）別添 1	・住宅地区改良法施行令第 4 条各号に掲げる基準を満たすことを証する事項	
	事業計画の策定（住宅地区改良法）	・協議会協議〔住宅地区改良法第 7 条各号に掲げる者、国土交通大臣〕	・「東日本大震災復興特別区域法の施行を踏まえた住宅地区改良事業の運	・住宅地区改良法第 6 条第 2 項各号及び第 3 項各号に掲	

			用について」（平成 24 年 1 月 6 日国 住整第 103 号）別 添 2	げる事項	
	特定漁港場整備事 業計画（漁港漁場 整備法）	・協議会協議〔農林 水産大臣〕＋農林 水産大臣の同意	・漁港漁場整備法施 行規則別記第 1 号 様式	・同左	

【付属資料】計画策定の経緯

(1) 計画策定の経緯

